

号外第7 (令和5年3月31日発行)	発行日 5日、15日、25日
<h1>横浜市報</h1>	発行所
	横浜市役所 横浜市中区本町6丁目50番地の10

目 次

頁

【規則】

△	横浜市個人情報の保護に関する条例施行規則【市民局市民情報課】	4
△	横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例施行規則の一部を改正する規則【市民局市民情報課】	8
△	横浜市の保有する情報の公開に関する条例施行規則及び横浜市住居表示に関する規則の一部を改正する規則【市民局市民情報課】	9
△	横浜市個人情報保護審議会規則の一部を改正する規則【市民局市民情報課】	13
△	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則【健康福祉局精神保健福祉課】	14
△	横浜市保健所長委任規則の一部を改正する規則【健康福祉局健康安全課】	17
△	横浜市物品規則の一部を改正する規則【会計室会計管理課】	20
△	横浜市予算、決算及び金銭会計規則の一部を改正する規則【会計室会計管理課】	21
△	金銭登録機による使用料等徴収事務の特例に関する規則の一部を改正する規則【会計室会計管理課】	22

【告示】

△	簡易な方法により本人開示を実施する保有個人情報の告示の廃止【市民局市民情報課】	23
---	---	----

【達】

△	横浜市保健所長委任事務に関する決裁規程の一部改正【健康福祉局健康安全課】	24
---	--------------------------------------	----

【市選挙管理委員会】

△	横浜市選挙管理委員会職員の名称に関する規程の一部を改正する規程【選挙課】	55
△	横浜市選挙管理委員会規程の一部を改正する規程【選挙課】	56
△	横浜市選挙管理委員会行政文書管理規程の一部を改正する規程【選挙課】	57
△	横浜市議会議員一般選挙のポスター掲示場に選挙運動用ポスターを掲示することができる日【選挙課】	58
△	横浜市議会議員一般選挙における選挙運動費用の支出制限額【選挙課】	59
△	横浜市議会議員一般選挙における選挙公報掲載申請期限【選挙課】	60
△	横浜市議会議員一般選挙における選挙公報掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時【選挙課】	61
△	横浜市議会議員一般選挙における開票事務と選挙会事務の合同【選挙課】	62
△	横浜市議会議員一般選挙における選挙会の場所及び日時【選挙課】	63

【区選挙管理委員会】

△	横浜市鶴見区選挙管理委員会行政文書管理規程の一部を改正する規程【鶴見区】	65
△	横浜市神奈川区選挙管理委員会行政文書管理規程の一部を改正する規程【神奈川区】	66
△	横浜市西区選挙管理委員会行政文書管理規程の一部を改正する規程【西区】	67
△	横浜市中区選挙管理委員会行政文書管理規程の一部を改正する規程【中区】	68
△	横浜市南区選挙管理委員会行政文書管理規程の一部を改正する規程【南区】	69
△	横浜市港南区選挙管理委員会行政文書管理規程の一部を改正する規程【港南区】	70
△	横浜市保土ヶ谷区選挙管理委員会行政文書管理規程の一部を改正する規程【保土ヶ谷区】	71
△	横浜市旭区選挙管理委員会行政文書管理規程の一部を改正する規程【旭区】	72

△	横浜市磯子区選挙管理委員会行政文書管理規程の一部を改正する規程【磯子区】	73
△	横浜市金沢区選挙管理委員会行政文書管理規程の一部を改正する規程【金沢区】	74
△	横浜市港北区選挙管理委員会行政文書管理規程の一部を改正する規程【港北区】	75
△	横浜市緑区選挙管理委員会行政文書管理規程の一部を改正する規程【緑区】	76
△	横浜市青葉区選挙管理委員会行政文書管理規程の一部を改正する規程【青葉区】	77
△	横浜市都筑区選挙管理委員会行政文書管理規程の一部を改正する規程【都筑区】	78
△	横浜市戸塚区選挙管理委員会行政文書管理規程の一部を改正する規程【戸塚区】	79
△	横浜市栄区選挙管理委員会行政文書管理規程の一部を改正する規程【栄区】	80
△	横浜市泉区選挙管理委員会行政文書管理規程の一部を改正する規程【泉区】	81
△	横浜市瀬谷区選挙管理委員会行政文書管理規程の一部を改正する規程【瀬谷区】	82
△	神奈川県議会議員一般選挙等における期日前投票所の設置【鶴見区】	83
△	同【神奈川区】	84
△	同【西区】	85
△	同【中区】	86
△	同【南区】	87
△	同【港南区】	88
△	同【保土ヶ谷区】	89
△	同【旭区】	90
△	同【磯子区】	91
△	同【金沢区】	92
△	同【港北区】	93
△	同【緑区】	94
△	同【青葉区】	95
△	同【都筑区】	96
△	同【戸塚区】	97
△	同【栄区】	98
△	同【泉区】	99
△	同【瀬谷区】	100
△	神奈川県議会議員一般選挙等における候補者の氏名等の掲示順序を定めるくじを行う場所及び日時【鶴見区】	101
△	同【神奈川区】	102
△	同【西区】	103
△	同【中区】	104
△	同【南区】	105
△	同【港南区】	106
△	同【保土ヶ谷区】	107
△	同【旭区】	108
△	同【磯子区】	109

△	同		110
		【金沢区】	
△	同		111
		【港北区】	
△	同		112
		【緑区】	
△	同		113
		【青葉区】	
△	同		114
		【都筑区】	
△	同		115
		【戸塚区】	
△	同		116
		【栄区】	
△	同		117
		【泉区】	
△	同		118
		【瀬谷区】	
	【選挙長等】		
△	横浜市議会議員一般選挙における選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時	【鶴見区】	119
△	同	【神奈川区】	120
△	同	【西区】	121
△	同	【中区】	122
△	同	【南区】	123
△	同	【港南区】	124
△	同	【保土ヶ谷区】	125
	】		
△	同	【旭区】	126
△	同	【磯子区】	127
△	同	【金沢区】	128
△	同	【港北区】	129
△	同	【緑区】	130
△	同	【青葉区】	131
△	同	【都筑区】	132
△	同	【戸塚区】	133
△	同	【栄区】	134
△	同	【泉区】	135
△	同	【瀬谷区】	136
	【市会】		
△	横浜市会個人情報の保護に関する条例施行規程	【総務課】	137
	【その他】		
△	横浜市予算、決算及び金銭会計規則の解釈と運用についての一部改正について（副市長依命通達）	【会計室会計管理課】	148

規 則

横 浜 市 個 人 情 報 の 保 護 に 関 す る 条 例 施 行 規 則 を こ こ に 公 布 す る 。
令 和 5 年 3 月 31 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

横 浜 市 規 則 第 30 号

横 浜 市 個 人 情 報 の 保 護 に 関 す る 条 例 施 行 規 則

横 浜 市 個 人 情 報 の 保 護 に 関 す る 条 例 施 行 規 則 (平 成 17 年 3 月 横 浜 市 規 則 第 46 号) の 全 部 を 改 正 す る 。

(趣 旨)

第 1 条 この規則は、横浜市個人情報保護に関する条例(令和4年12月横浜市条例第38号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第 2 条 この規則における用語の意義は、個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)及び条例の例による。

(適 用 除 外 と さ れ る 行 政 文 書 を 管 理 す る 市 の 施 設)

第 3 条 個人情報保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号)第16条第2号の規定により市長が指定する施設は、次のとおりとする。

- (1) 横浜市史資料室
- (2) 横浜市市民情報センター
- (3) 横浜美術館
- (4) 横浜こども科学館
- (5) 横浜市歴史博物館
- (6) 横浜都市発展記念館
- (7) 横浜ユーラシア文化館
- (8) 横浜開港資料館
- (9) 横浜市立図書館
- (10) 公立大学法人横浜市立大学医学情報センター
- (11) 公立大学法人横浜市立大学学術情報センター

(個 人 情 報 取 扱 事 務 の 届 出)

第 4 条 条例第4条第1項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 国又は他の地方公共団体の職員の職務の遂行に関する個人情報のうち、当該国又は他の地方公共団体の職員の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係るものを取り扱う事務
- (2) 実施機関の職員又は実施機関の職員であった者に係る個人情報

報であって、専らその人事、給与又は福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を取り扱う事務（実施機関が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルに係る事務を含む。）

2 条例第4条第1項第9号の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 当該届出を行う課等の名称
- (2) 当該届出に係る事務の概要
- (3) 事務開始年月日
- (4) 実施機関以外のものへの事務の委託の有無
- (5) 関連する個人情報ファイル簿がある場合は、そのファイル番号

（審議会への報告）

第5条 条例第5条第1項の規定による報告は、実施機関が個人情報の適正な取扱いを確保するために特に必要があると認める場合にあっては事前に、それ以外の場合にあっては事後に行うものとする。

（電磁的記録の開示方法）

第6条 法第87条第1項の規定による電磁的記録の開示は、当該電磁的記録が原本である場合において、次の各号に掲げる電磁的記録の種類に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。

- (1) 録音テープ又は録音ディスク 次に掲げる方法であって、実施機関が現に使用している専用機器により行うことができるもの

ア 当該保有個人情報に係る部分を再生したものの聴取

イ 当該保有個人情報に係る部分を録音カセットテープ（日本産業規格 C5568 に適合する記録時間 120 分のものに限る。）

に複写したものの交付

- (2) ビデオテープ又はビデオディスク 次に掲げる方法であって、実施機関が現に使用している専用機器により行うことができるもの

ア 当該保有個人情報に係る部分を再生したものの視聴

イ 当該保有個人情報に係る部分をビデオカセットテープ（日本産業規格 C5581 に適合する記録時間 120 分のものに限る。）

に複写したものの交付

- (3) 前2号に掲げるもの以外の電磁的記録 次に掲げる方法であって、実施機関がその保有するプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。）により行うことができるもの

ア 当該保有個人情報に係る部分を用紙に出力したものの閲覧

イ 当該保有個人情報に係る部分をディスプレイ（実施機関が

現に使用している専用機器に限る。)に出力したものの視聴
又は閲覧

ウ 当該保有個人情報に係る部分を用紙に出力したものの写し
の交付

エ 当該保有個人情報に係る部分をフレキシブルディスクカー
トリッジ(日本産業規格 X6223 に適合する幅90ミリメートル
のものに限る。)に複写したものの交付

オ 当該保有個人情報に係る部分を光ディスク(条例別表の2
の表に規定する光ディスクをいう。)に複写したものの交付
(視聴又は閲覧の中止)

第7条 実施機関は、保有個人情報が記録された行政文書の視聴又
は閲覧を受ける者が当該視聴又は閲覧に係る保有個人情報が記録
された行政文書を汚損し、若しくは破損し、又はその内容を損傷
するおそれがあると認めるときは、当該保有個人情報が記録され
た行政文書の視聴又は閲覧を中止させることができる。
(写しの交付部数)

第8条 保有個人情報の開示を行う場合において、当該保有個人情
報が記録された行政文書の写しを交付するときの交付部数は、当
該開示請求に係る保有個人情報が記録された行政文書1件につき
1部とする。
(提出書類等の閲覧等の請求)

第9条 前2条の規定は、法第106条第2項の規定により読み替え
て適用する行政不服審査法(平成26年法律第68号)第38条第1項
の規定による閲覧又は交付について準用する。この場合において
、第7条中「実施機関は、保有個人情報が記録された行政文書」
とあるのは「審査庁は、提出書類等(法第106条第2項の規定に
より読み替えて適用する行政不服審査法(平成26年法律第68号)
第38条第1項に規定する提出書類等をいう。以下同じ。)」と、
「視聴又は閲覧」とあるのは「閲覧」と、「保有個人情報が記録
された行政文書を」とあるのは「提出書類等を」と、「当該保有
個人情報が記録された行政文書」とあるのは「当該提出書類等」
と、前条中「保有個人情報の開示」とあるのは「法第106条第2
項の規定により読み替えて適用する行政不服審査法第38条第1項
の規定による交付」と、「当該保有個人情報が記録された行政文
書」とあるのは「当該交付の請求に係る書類等」と、「写しを交
付するとき」とあるのは「写し等」と、「開示請求に係る保有個
人情報が記録された行政文書」とあるのは「交付の請求に係る書
類等」と読み替えるものとする。
(簡易な手続により提供できる保有個人情報)

第10条 市長は、条例第6条の規定により実施機関が提供すること

ができる保有個人情報 の 範囲、手続を行う期間及び場所並びに提供の方法をあらかじめ公表するものとする。

(写しの作成及び送付に要する手数料の納付方法)

第11条 条例第12条各項に規定する手数料は、横浜市予算、決算及び金銭会計規則(昭和39年3月横浜市規則第57号)第90条第3項の納付書により、写しの交付を受けるときまでに納付しなければならない。

(委任)

第12条 この規則の施行に関し必要な事項は、市民局長が定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

横浜市長 山中 竹 春

横浜市規則第31号

横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例施行規則の一部を改正する規則

横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例施行規則（平成27年12月横浜市規則第101号）の一部を次のように改正する。

第2条中「及び条例」を削る。

第7条から第11条までを削り、第12条を第7条とする。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

横浜市の保有する情報の公開に関する条例施行規則及び横浜市住居表示に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

横浜市長 山中竹春

横浜市規則第32号

横浜市の保有する情報の公開に関する条例施行規則及び
横浜市住居表示に関する規則の一部を改正する規則

(横浜市の保有する情報の公開に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 横浜市の保有する情報の公開に関する条例施行規則(平成12年6月横浜市規則第117号)の一部を次のように改正する。

第3条 各号を次のように改める。

- (1) 横浜市史資料室
- (2) 横浜市市民情報センター
- (3) 横浜美術館
- (4) 横浜こども科学館
- (5) 横浜市歴史博物館
- (6) 横浜都市発展記念館
- (7) 横浜ユーラシア文化館
- (8) 横浜開港資料館
- (9) 横浜市立図書館
- (10) 公立大学法人横浜市立大学医学情報センター
- (11) 公立大学法人横浜市立大学学術情報センター
- (12) その他これらに類する施設

第4条を次のように改める。

(開示請求書)

第4条 開示請求書には、開示請求に係る行政文書の開示の実施の方法について、次に掲げる事項を記載することができる。

- (1) 求める開示の実施の方法
- (2) 事務所における開示(次号及び第4号の方法以外の方法による行政文書の開示をいう。以下同じ。)の実施を求める場合にあっては、当該事務所における開示の実施を希望する日
- (3) 写しの送付の方法による行政文書の開示の実施を求める場合にあっては、その旨
- (4) 電子情報処理組織(条例別表の1の表備考3の電子情報処理組織をいう。以下同じ。)を使用して開示を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに複写させる方法による行政文書の開示の実施を求める場合にあっては、その旨及び特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(平成14年法律第26号)第2条第3号の電子メールアドレス

2 開示請求書の様式は、第1号様式とする。
第5条第3号中「非開示決定通知書」を「不開示決定通知書」
に改め、同条を同条第3項とし、同項の前に次の2項を加える。
条例第10条第1項の規則で定める事項は、次のとおりとする

- (1) 開示決定に係る行政文書について求めることができる開示の実施の方法
- (2) 写しの交付を受ける場合における手数料及び当該写しを送付する場合に要する手数料の額
- (3) 事務所に於ける開示を実施することができる日、時間及び場所並びに事務所に於ける開示の実施を求める場合にあっては条例第16条第3項の規定による申出をする際に当該事務所に於ける開示を実施することができる日のうちから事務所に於ける開示の実施を希望する日を選択すべき旨
- (4) 前条第1項第3号の方法による行政文書の開示を実施する場合における準備に要する日数
- (5) 前条第1項第4号の方法による行政文書の開示を実施する場合における準備に要する日数その他当該開示の実施に必要な事項

2 開示請求書に前条第1項各号に掲げる事項が記載されている場合における条例第10条第1項の規則で定める事項は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

- (1) 開示請求書に記載された開示の実施の方法による行政文書の開示を実施することができる場合（事務所に於ける開示については、開示請求書に記載された事務所に於ける開示の実施を希望する日に行政文書の開示を実施することができる場合に限る。）その旨及び前項各号に掲げる事項
- (2) 前号に掲げる場合以外の場合 前号に規定する開示ができない旨及び前項各号に掲げる事項

第10条第1号イ、第2号イ及び第3号エ中「。別表において同じ」を削り、同号オ中「日本産業規格 X0606 及び X6281 又は X6241 に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。」を「条例別表の2の表に規定する光ディスクをいう。」に改め、同号に次のように加える。

カ 当該電磁的記録の第4条第1項第4号の方法による交付
第10条の次に次の1条を加える。

（開示の実施の方法等の申出）

第10条の2 条例第16条第3項の規定による申出は、書面により行わなければならない。

2 第5条第2項第1号に掲げる場合に該当する旨の条例第10条第1項の規定による通知があった場合において、第4条第1項各号に掲げる事項を変更しないときは、条例第16条第3項の規定による申出を要しない。

3 条例第16条第3項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1) 求める開示の実施の方法（開示決定に係る行政文書の部分ごとに異なる方法による開示の実施を求める場合にあっては、その旨及び当該部分ごとの開示の実施の方法）

(2) 開示決定に係る行政文書の一部について開示の実施を求める場合にあっては、その旨及び当該部分

(3) 事務所における開示の実施を求める場合にあっては、当該事務所における開示の実施を希望する日

(4) 写しの送付の方法による行政文書の開示の実施を求める場合にあっては、その旨

第11条第1項中「第16条第3項」を「第16条第5項」に改め、同条第2項中「に、」の次に「当該調整に係る」を加える。

第13条の2中「第13条」を「前条」に改める。

第14条を次のように改める。

（写しの作成及び送付に要する手数料の納付方法）

第14条 条例第18条第1項及び第2項に規定する手数料は、横浜市予算、決算及び金銭会計規則（昭和39年3月横浜市規則第57号）第90条第3項の納付書により、写しの交付を受けるときまでに納付しなければならない。

第14条の2及び別表を削る。

第1号様式中

「

2 開示の実施方法	(1) 閲覧 (2) 写しの交付 (3) 視聴 (希望するものを○で囲んでください。)
-----------	--

」

を

「

2 開示の実施方法	(1) 閲覧 (2) 写しの交付 (3) 視聴 ※いずれか1つを選択してください。 【閲覧又は視聴の場合の希望日】 < > 【写しの交付の場合の実施方法】 <input type="checkbox"/> 窓口 【希望日】 < > <input type="checkbox"/> 郵送 <input type="checkbox"/> 電子情報処理組織 【電子メールアドレス】 < > 【写しの交付の場合の希望する媒体】
-----------	--

※記載は任意です。	<input type="checkbox"/> 紙媒体（ <input type="checkbox"/> カラーページがある場合は、カラー印刷を希望） <input type="checkbox"/> 電磁的記録 ※希望日は複数記入できます。（例：○月△日～○月×日、○月の△曜日など） ※希望する方法に対応できない場合があります。この場合及び開示請求時に特段の希望がない場合、開示決定の際に対応可能な実施方法を通知しますので、希望する実施方法等について書面を提出してください。
-----------	--

に改める。

第2号様式中「第5条第1号」を「第5条第3項第1号」に改める。

第3号様式中「第5条第2号」を「第5条第3項第2号」に、「非開示」を「不開示」に改める。

第4号様式中「第5条第3号」を「第5条第3項第3号」に、「非開示決定通知書」を「不開示決定通知書」に、「非開示と」を「不開示と」に改める。

（横浜市住居表示に関する規則の一部改正）

第2条 横浜市住居表示に関する規則（昭和39年12月横浜市規則第144号）の一部を次のように改正する。

第8号様式注意2中「非開示情報」を「不開示情報」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

横浜市個人情報保護審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

横浜市長 山中竹春

横浜市規則第33号

横浜市個人情報保護審議会規則の一部を改正する規則

横浜市個人情報保護審議会規則（平成12年4月横浜市規則第105号）の一部を次のように改正する。

第1条中「（平成17年2月横浜市条例第6号）第58条の3」を「（令和4年12月横浜市条例第38号）第11条」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

横浜市長 山中竹春

横浜市規則第34号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（平成8年3月横浜市規則第36号）の一部を次のように改正する。

第1条の2中「第33条第4項後段」を「第33条第3項後段」に、「措置」を「入院措置」に改める。

第13条中「同条第1項又は第3項」を「同条第1項又は第2項」に、「措置」を「入院措置」に、「同条第4項後段」を「同条第3項後段」に、「第33条第1項・第4項又は第3項・第4項」を「第33条第1項・第3項又は第2項・第3項」に改める。

第1号様式第1面中「第33条第4項後段」を「第33条第3項後段」に改める。

第7号様式を次のように改める。

第7号様式 (第7条)

年 月 日

措置入院決定のお知らせ

様

横 浜 市 長

- 1 あなたは、精神保健指定医の診察の結果、
 [①幻覚妄想状態 ②精神運動興奮状態 ③昏迷状態 ④統合失調症等残遺状態 ⑤抑うつ状態
 ⑥躁状態 ⑦せん妄状態 ⑧もうろう状態 ⑨認知症状態 ⑩その他 ()]
 にあり、御自身を傷つけ、又は他人に害を及ぼすおそれがあると判定されました。そのため、あなたは入院措置が必要であると認められました。
- 2 あなたの入院は、
 ① 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第29条第1項の規定による措置入院
 ② 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第29条の2第1項の規定による緊急措置入院
 です。
- 3 あなたの入院中、手紙やはがきなどを受け取ったり、出したりすることは制限なく行うことができます。ただし、封書に異物が同封されていると判断される場合には、病院の職員と一緒に、あなたに開封してもらい、その異物は病院で預かることがあります。
- 4 あなたの入院中、次の人との電話・面会については制限なく行うことができます。
 (1) 人権に関する行政機関の職員（都道府県庁・指定都市の職員など）
 (2) あなたの代理人の弁護士や、あなた又はあなたの御家族等の希望によりあなたの代理人になろうとする弁護士
 これら以外の人との電話・面会については、あなたの病状に応じて医師の指示で一時的に制限することがあります。
- 5 あなたの入院中、治療上どうしても必要な場合は行動制限を受けることがあります。
- 6 もしも入院中の治療内容や生活について、あなたに不明な点や納得のいかない点がありましたら、遠慮なく病院の職員にお話してください。
- 7 あなたの入院や入院生活に納得のいかない場合には、あなた又はあなたの御家族等は、退院や病院の処遇の改善を指示するよう横浜市長に請求することができます。この点について、詳しくお知りになりたいときは、病院の職員にお尋ねになるか又は次のところにお問い合わせください。

横浜市	局	部	課	係
電話				

(A4)

第8号様式中「規定する措置」を「規定する入院措置」に改める

。

第17号様式第1面中「第33条第1項・第4項又は第3項・第4項」を「第33条第1項・第3項又は第2項・第3項」に改める。

第22号様式第1面中「第3項」を「第2項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

横浜市保健所長委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

横浜市長 山中竹春

横浜市規則第35号

横浜市保健所長委任規則の一部を改正する規則

横浜市保健所長委任規則（平成19年3月横浜市規則第31号）の一部を次のように改正する。

第30項中第9号を第31号とし、第6号から第8号までを22号ずつ繰下げ、第5号を第23号とし、同号の次に次の4号を加える。

(24) 法第25条第5項（同条第4項に係るものを除く。）の規定による報告の徴収及び立入検査に関すること。

(25) 法第26条第1項の規定による特定動物の飼養又は保管の許可に関すること。

(26) 法第28条第1項及び第3項の規定による特定動物の飼養又は保管の許可事項の変更の許可及び届出の受理に関すること。

(27) 法第29条の規定による特定動物の飼養又は保管の許可の取消しに関すること。

第30項中第4号を第22号とし、第3号を第15号とし、同号の次に次の6号を加える。

(16) 法第24条の2第1項の規定による勧告に関すること。

(17) 法第24条の2第2項の規定による措置命令に関すること。

(18) 法第24条の2第3項の規定による報告の徴収及び立入検査に関すること。

(19) 法第24条の2の2の規定による第二種動物取扱業の届出の受理に関すること。

(20) 法第24条の3の規定による第二種動物取扱業の届出事項の変更及び飼養施設の使用の廃止の届出の受理に関すること。

(21) 法第25条第1項の規定による指導又は助言に関すること。

第30項中第2号を第14号とし、同項第1号中「動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下この項において「法」という。）」を「法」に改め、同号を同項第12号とし、同号の次に次の1号を加える。

(13) 法第23条第3項（法第24条の4において準用する場合を含む。）の規定による公表に関すること。

第30項に第1号から第11号までとして次の11号を加える。

(1) 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下この項において「法」という。）第10条第1項の規定による第一種動物取扱業の登録に関すること。

(2) 法第11条（法第13条第2項及び第14条第4項において準用す

- る場合を含む。)の規定による第一種動物取扱業者登録簿への登録及び通知に関すること。
- (3) 法第12条(法第13条第2項、第14条第4項及び第19条第2項において準用する場合を含む。)の規定による第一種動物取扱業の登録拒否及び通知に関すること。
- (4) 法第13条第1項の規定による第一種動物取扱業の登録の更新に関すること。
- (5) 法第14条第1項から第3項までの規定による第一種動物取扱業の登録事項の変更及び犬猫等販売業の廃止の届出の受理に関すること。
- (6) 法第15条の規定による第一種動物取扱業者登録簿の閲覧に関すること。
- (7) 法第16条第1項(法第24条の4において準用する場合を含む。)の規定による第一種動物取扱業者の廃業等の届出の受理に関すること。
- (8) 法第17条の規定による第一種動物取扱業者の登録の抹消に関すること。
- (9) 法第19条第1項の規定による第一種動物取扱業者の登録の取消し等に関すること。
- (10) 法第21条の5第2項の規定による動物販売業者等が取り扱う動物に関する届出の受理に関すること。
- (11) 法第22条の6の規定による検案書等の提出命令に関すること。
- 第30項に次の8号を加える。
- (32) 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則(平成18年環境省令第1号。以下この項において「省令」という。)第2条第5項(省令第4条第4項において準用する場合を含む。)、第6項、第8項及び第9項の規定による登録証の交付等及び届出の受理に関すること。
- (33) 省令第5条第6項の規定による書類の提出の要求に関すること。
- (34) 省令第10条第1項の規定による動物取扱責任者研修に関すること。
- (35) 省令第10条の6第3項の規定による書類の提出の要求に関すること。
- (36) 省令第13条第11号の規定による通知の受理に関すること。
- (37) 省令第15条第5項、第6項、第8項及び第9項(省令第18条第5項において準用する場合を含む。)の規定による許可証の交付等及び届出の受理に関すること。
- (38) 省令第16条第1項の規定による特定動物の飼養又は保管の廃

止の届出の受理に関すること。

- (39) 省令第20条第3号の規定による措置を講じた旨の届出の受理に関すること。

附 則

(施 行 期 日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経 過 措 置)

- 2 この規則の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。

横浜市物品規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

横浜市長 山中 竹 春

横浜市規則第36号

横浜市物品規則の一部を改正する規則

横浜市物品規則（昭和31年3月横浜市規則第33号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項第1号中「性質または」を「性質又は」に改め、「及びその性質が材料または消耗品であっても標本、陳列品またはこれらに類するものとして保管するもの」を削る。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

横浜市予算、決算及び金銭会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

横浜市長 山中竹春

横浜市規則第37号

横浜市予算、決算及び金銭会計規則の一部を改正する規則

横浜市予算、決算及び金銭会計規則（昭和39年3月横浜市規則第57号）の一部を次のように改正する。

第54条第2項第6号を次のように改める。

(6) にぎわいスポーツ文化局総務部総務課長

第54条第2項中第19号を削り、第18号を第19号とし、第14号から第17号までを1号ずつ繰下げ、第13号の次に次の1号を加える。

(14) 健康福祉局総務部環境施設課長

第54条第2項第20号から第23号までを次のように改める。

(20) 医療局総務部総務課長

(21) 医療局健康安全部生活衛生課長

(22) 医療局健康安全部食品衛生課長

(23) 医療局衛生研究所管理課長

第55条第2項第64号中「及び第31号」を「、第31号及び第69号」に改め、同項に次の1号を加える。

(69) 計量法（平成4年法律第51号）第19条の規定に基 計量検査所長

づく定期検査手数料、特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条の規定に基づく特定計量器の所在場所検査に要する検査手数料及び計量証明書の手数料

第124条第1項中第49号を削り、第50号を第49号とし、第51号から第53号までを削り、第54号を第50号とし、第55号を第51号とし、第56号を第52号とする。

第126条第1項第3号を削り、同項第4号中「第55号及び第56号」を「第51号及び第52号」に改め、同号を同項第3号とし、同項第5号中「前各号」を「前3号」に改め、同号を同項第4号とする。

第127条ただし書中「第16号まで」の次に「、第19号」を加え、「第49号、第55号及び第56号」を「第51号及び第52号」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

金 銭 登 録 機 に よ る 使 用 料 等 徴 収 事 務 の 特 例 に 関 す る 規 則 の 一 部 を
改 正 す る 規 則 を こ こ に 公 布 す る 。

令 和 5 年 3 月 31 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

横 浜 市 規 則 第 38 号

金 銭 登 録 機 に よ る 使 用 料 等 徴 収 事 務 の 特 例 に 関 す る 規 則
の 一 部 を 改 正 す る 規 則

金 銭 登 録 機 に よ る 使 用 料 等 徴 収 事 務 の 特 例 に 関 す る 規 則 (昭 和 39
年 11 月 横 浜 市 規 則 第 134 号) の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る 。

第 1 条 中 「 そ の 他 の 収 入 (」 を 「 そ の 他 の 歳 入 (地 方 自 治 法 (昭
和 22 年 法 律 第 67 号) 第 235 条 の 4 第 3 項 に 規 定 す る 歳 入 歳 出 外 現 金
を 含 む 。 」 に 改 め る 。

第 2 条 第 4 号 中 「 第 79 号 まで 」 の 次 に 「 、 第 82 号 、 第 84 号 、 第 85
号 」 を 加 え 、 「 同 条 第 183 号 」 を 「 同 条 第 199 号 」 に 、 「 健 康 福 祉
局 感 染 症 対 策 ・ 健 康 安 全 室 健 康 安 全 部 環 境 施 設 課 」 を 「 経 済 局 市 民
経 済 労 働 部 消 費 経 済 課 、 健 康 福 祉 局 総 務 部 環 境 施 設 課 」 に 改 め る 。

附 則

こ の 規 則 は 、 令 和 5 年 4 月 1 日 か ら 施 行 す る 。

告 示

横 浜 市 告 示 第 146 号

簡 易 な 方 法 に よ り 本 人 開 示 を 実 施 す る 保 有 個 人 情 報 の 告
示 の 廃 止

簡 易 な 方 法 に よ り 本 人 開 示 を 実 施 す る 保 有 個 人 情 報 （ 平 成 17 年 4
月 横 浜 市 告 示 第 194 号 ） は 、 令 和 5 年 3 月 31 日 限 り 廃 止 す る 。

令 和 5 年 3 月 31 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

達

達 第 29 号

庁 中 一 般

横 浜 市 保 健 所 長 委 任 事 務 に 関 する 決 裁 規 程 (平 成 19 年 3 月 達 第 13 号) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る 。

令 和 5 年 3 月 31 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

別 表 の 1 の 表 中 生 活 衛 生 課 の 項 「 第 34 条 第 1 項 」 を 「 第 41 条 第 1 項 」 に 改 め る 。

動 物 愛 護 セ ン タ ー の 項

「

<p>狂 犬 病 予 防 法 に 関 する 事 務</p>			<p>(1) 法 第 4 条 第 2 項 の 定 規 に よ る の 犬 登 及 鑑 び 札 の 付 関 に す こ と (横 浜 市 動 物 愛 護 セ ン タ ー で 保 し 管 た 犬 所 者 返</p>	
---------------------------------------	--	--	--	--

還し又
、は第
三者譲
に譲す
渡場
る合に
、その
の所有
者又は
譲受人
依りて
行ふの
に限り
)。第
5条第
2項の
規定に
よる注
射票の
交付に
すこと
（横
浜市物
動愛護
セ

(2)

			<p>一保し犬所有者返し又第三者譲す場合に所有者は受の頼よてうの限る。 タで管たを有に還、は三に渡る合、の有又譲人依にっ行もにる。)。</p>	
<p>横 浜 市 動 物 の 愛 護 及 び 管 理 に 関 する 条 例 事 務</p>			<p>(3) 条 例 第 9 の 定 条 規 に る 事 規 に る 故 届 届 の 出 受 及 理 の 理 び 及 び</p>	

			<p>(4) れに 伴う 必要 指に すこ 。則 規第 条11 第項 び3 の定 よ返 にす こ。 規第 条2 及第 項規 にる 還関 ると 。</p>	
<p>横 浜 市 動 物 愛 護 セ ン タ ー 条 例 に 関 係 す る 事 務</p>	<p>(1) 条 例 第 2 条 第 5 号 規 定 に 及 び ね の 収 入 及 保 管 関 係 と 。</p>	<p>(1) 条 例 第 2 条 第 11 号 の 規 定 に 及 び 検 査 、 研 究 及 び 調 査 関 係 と 。</p>	<p>(5) 条 例 第 2 条 第 1 号 規 定 に 及 び 普 啓 関 係 と 。</p> <p>(6) 条 例 第 2 条 第 2 号 規</p>	

定よ動の正飼の導関ると条第条3の定よ犬ね等動の容保、管返及譲等処にすこ。例2第号規に
にる物適な養指にすこ。例2第号規にる、この物収、管返及譲等処にすこ。例2第号規に

(7)

(8)

よるの容保、管返及譲等処にすこと。例第2第号規に定よ狂病鑑にすこと。例第2第号規に定よ犬びこ不手術

(9)

(10)

及び
去勢
手術
に關
する
こと

(11)

。例
第2
第8
号規
定に
る及
びね
この
イロ
クッ
プの
着關
する
こと

(12)

。例
第2
第9
号規
定に
る犬
そ他
要措
にす
置關

			ること。	
--	--	--	------	--

」

を「

<p>予病犬狂 関に法防 務事する</p>			<p>(1) 第2条の4第2項の規定による犬の登録及び鑑札の交付に関するところ（横浜市動物愛護センターで保管した犬所有者に返し、又は第三者譲渡する場</p>	
-------------------------------	--	--	--	--

合にその所有者は受の頼よてうの限る。第5第項規にる射票交にすこ（浜動物愛セター保し管たを有に

(2)

			<p>還し 、又 は第 三者 に譲 す場 合に 、そ の所 有者 は受 の頼 によ てう の限 る。)</p>	
<p>動物の愛 護及び管 理に關す る法律に 關する事 務</p>		<p>(1) 法第10条 第1項の 規定によ る第一種 動物取扱 業の登録 に關する こと。 (2) 法第11条 の規定に よる第一 種動物取 扱業者登 録簿へ及 び關する こと。</p>	<p>(3) 法第13 条第1項 の規定に よる第一 種動物取 扱業登録 の更新に 關すること。 (4) 法第</p>	<p>「規則」 とは、動 物の愛護 及び管理 に關する 法律施行 規則のも のである。</p>

- (3) 法第12条（法第13条第2項、第14条第4項及び第19条第2項において用する場合を含む。）の規定による第一種動物取扱業者の登録拒否及び通知に関すること。
- (4) 法第19条第1項の規定による第一種動物取扱業者の登録の取消し等に関すること。
- (5) 法第26条第1項の規定による特定動物の飼養又は保管に関すること。
- (6) 法第29条の規定による特定

- 13条第2項の規定において用いる法第11条の規定による第一種動物取扱業者登録への登録及び通知に関すること。
- (5) 法第14条第1項から第3項までの規定による第一種動物

		<p>動物の飼養又は保管の取消しに (7) 関係すること。法第32条の 規定による措置に命令する こと。</p> <p>(8) 法第33条第1項の規定に よる報告の徴収及び立入検 査に (9) 関係すること。規則第2 条第5項の規定による登録 証の交付に (10) 関係すること。規則第15 条第5項の規定による許可 証の交付に 関係すること。</p>	<p>扱業の登録事項の更及び (6) 犬猫等販売の廃止の届 出の受理に (6) 関係すること。法第14 条第4項の規定において用 いる法第11条の規定によ る第一種動物取扱業者登 録簿への登録及び</p>	
--	--	--	---	--

通知
に
関
す
る
こ
と
。
法
第
15
条
の
規
定
に
よ
り
第
一
種
動
物
取
扱
業
登
録
簿
関
連
の
覧
関
す
る
こ
と
。
法
第
16
条
第
1
項
（
法
第
24
条
の
4
に
お
て
用
る
合
含
を
む
）
の
規
定
に
よ
り
第
一

(7)

(8)

動物取扱業者の廃業の届出の受理に関するところ。第17条の規定による第一種動物取扱業者の登録の消滅に関するところ。第21条の第2項の規定による動物販売業者が

(9)

(10)

り扱
う動
物に
関す
る届
の出
受の
理関
にす
ると
。第
24条
の2
の規
定に
よる
第二
種動
物取
扱業
届の
出受
の理
関に
すこ
。第
24条
の3
の規
定に
よる
第二
種動
物取
扱業
届の

(11)

(12)

出 事
項 の
変 更
及 び
飼 養
施 設
の 使
用 廃
の 止
届 の
出 理
受 関
に 理
す 顧
こ と
。 法 第
28 条
第 1
項 及
び 第
3 項
の 規
定 に
よ る
特 定
物 飼
の 養
は 保
管 可
許 事
の 項
変 の
更 可
許 及
届 の
理

(13)

による登記の付関ると。規則第5条第6項の規定による書類の提出の要求にすこと。規則第10条第1項の規定による動取扱責任者修関ると。規則第10

(16)

(17)

(18)

条の第3項の規定による書類の提出の要求に
すこと。規則第13条第11号の規定による
通知受理にすこと。規則第15条第6項、
第8項及び第9項の規定による許証

(19)

(20)

の交等及び届出受理に
関する。規則第16
条第1項の規定に
よる特定動物飼
養又は保の止届
の出受理に
関する。規則第18
条第5項において
用る規則第15

(21)

(22)

			<p>第5項、第6項、第8項及び第9項の規定による許証の交付及び届出受理にすこと。則ち第20条第3号の規定による措置を講じた届出受理にすこと。</p>	
<p>横浜市動</p>			<p>(24) 条例</p>	

<p>物の愛護 及び管理 に関する 条例事務</p>			<p>第9条の規定による事の出届の受理及びこれに伴う要指にすこと。則第11条第2項及び第3項の規定による返にすこと。</p> <p>(25)</p>	
<p>横浜市動物愛護センターに関する事務</p>	<p>(2) 条例第2条第5号の規定による犬</p>	<p>(11) 条例第2条第11号の規定による試験、検査、研究及び調査</p>	<p>(26) 条例第2条第1号の規定による普</p>	

ねの内容及び管関ると
びこ収及保にすこ。

。

- (27) 啓にすこ。例第2条第2号規の定よ動物適な養指にすこ。
- (28) 啓にすこ。例第2条第3号規の定よ犬ね等動物の収、管返、還び渡の

- (29) 分 関 係 と 条 第 第 4 の 定 よ 犬 収 、 管 返 及 譲 等 処 に す こ 例 2 第 号 規 に る の 容 保 、 管 返 及 譲 等 処 に す こ
- (30) 。 条 第 第 6 の 定 よ 狂 病 鑑 に す こ 例 2 第 号 規 に る 犬 の 定 鑑 に す こ
- (31) 。 条 第 2

条第7号の規定による及ねびこの不手術及び去手にすこと。

(32)

。例第2条第8号の規定による及ねびこのマイクロチップの装着にすこと。

(33)

。例第2条第9

			の規 定に よる 狂犬 その他 必要 措置 に 関 す る こ と。	
--	--	--	--	--

」

に改める。

食品衛生課の項「食品表示法第6条第8項の規定による」を「食品表示法第6条第8項に規定する」に改める。

別表の2表中福祉保健課の項「食品表示法第15条政令」を「食品表示法第15条の規定による権限の委任等に関する政令」に、「食品表示法第6条第8項の規定による」を「食品表示法第6条第8項に規定する」に改める。

生活衛生課の項「狂犬病予防法施行取扱規則」を「横浜市狂犬病予防法施行取扱規則」に、

「

動物 の愛 護及 管 理に 関 す る 法 律 に 関 す る 事 務	(57)	法第23条 第1項（ 法第24条 の4にお いて準用 する場合 を含む。 ）及び第 2項の規 定による 勧告に関 すること 。	(58)	法第35条 第1項本 文（同条 第3項に おいて準 用する場合 を含む規 定による 犬及び猫 の引取り に関する こと。
	(58)	法第23条 第3項（ 法第24条 の4にお	(59)	法第36条 第2項の 規定によ る犬及び

	(63)	法第33条の1項の規定による報告徴収に關する。		
--	------	-------------------------	--	--

」

を「

動物愛護及び管理に關する法律に關する事務	(57)	法第22条の6の規定による検案の提出に關する。	(58)	法第25条の1項の規定による指導又は助言に關する。
	(58)	法第23条第1項（法第24条の4において準用する場合を含む。）及び第2項の規定による勧告に關する。	(59)	法第35条第1項本文（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定による犬及び猫の引取りに關すること。
	(58)の2	法第23条第3項（法第24条の4において準用する場合を含む。）の規定による	(59)の2	法第36条第2項の規定による犬及びねこの動物等の収容に關すること。

公 表 に 関
す る こ と

。 法 第 23
(58)の3 条 第 4 項
（ 法 第 24
条 の 4 に
お い て 準
用 す る 場
合 を 含 む
。 ） の 規
定 に よ る
措 置 命 令
に 関 す る
こ と 。

(59) 法 第 24 条
第 1 項 （
法 第 24 条
の 4 に お
い て 準 用
す る 場 合
を 含 む 。
） の 規 定
に よ る 報
告 の 徴 収
及 び 検 査
に 関 す る
こ と

。 法 第 24 条
(60) の 2 第 1
項 の 規 定
に よ る 勸
告 に 関 す
る こ と 。

(60)の2 法 第 24
条 の 2 第
2 項 の 規
定 に よ る
措 置 命 令

		に 関 す る こ と 。 (60)の3 法 第 24 条 の 2 第 3 項 の 規 定 に よ る 報 告 の 徴 収 及 び 立 入 検 査 に 関 す る こ と 。 (61) 法 第 25 条 第 2 項 の 規 定 に よ る 勸 告 に 関 す る こ と 。 (62) 法 第 25 条 第 3 項 の 規 定 に よ る 措 置 命 令 に 関 す る こ と 。 (63) 法 第 25 条 第 5 項 (第 4 項 に 係 る 除 く 。) の 規 定 に よ る 報 告 の 徴 収 及 び 立 入 検 査 に 関 す る こ と 。		
--	--	---	--	--

に、「第30条第1項」を「第34条」に、「第31条第1項」を「第35条第1項」に、「水道法施行細則」を「横浜市水道法施行細則」に、「食品表示法第6条第8項の規定による」を「食品表示法第6条第8項に規定する」に改める。

附 則

この達は、令和5年4月1日から施行する。

市 選 挙 管 理 委 員 会

横 浜 市 選 挙 管 理 委 員 会 職 員 の 名 称 に 関 する 規 程 の 一 部 を 改 正 する
規 程 を こ こ に 公 布 す る 。

令 和 5 年 3 月 31 日

横 浜 市 選 挙 管 理 委 員 会

委 員 長 齊 藤 雅 英

横 浜 市 選 挙 管 理 委 員 会 規 程 第 2 号

横 浜 市 選 挙 管 理 委 員 会 職 員 の 名 称 に 関 する 規 程 の 一 部 を
改 正 す る 規 程

横 浜 市 選 挙 管 理 委 員 会 職 員 の 名 称 に 関 する 規 程 （ 平 成 28 年 2 月 横
浜 市 選 挙 管 理 委 員 会 規 程 第 1 号 ） の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る 。

第 2 条 中 「 第 28 条 の 5 第 1 項 」 を 「 第 22 条 の 4 第 1 項 」 に 改 め る
。

附 則

こ の 規 程 は 、 令 和 5 年 4 月 1 日 か ら 施 行 す る 。

横浜市選挙管理委員会規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和5年3月31日

横浜市選挙管理委員会
委員長 齊 藤 雅 英

横浜市選挙管理委員会規程第3号

横浜市選挙管理委員会規程の一部を改正する規程

横浜市選挙管理委員会規程（昭和35年6月市選管規程第1号）の一部を次のように改正する。

第13条第2項並びに第13条の2第2項中「及び担当係長」を「、担当係長、専任職及びキャリアスタッフ」に改める。第13条第3項中「担当係長」の次に「、専任職、キャリアスタッフ」を加える。第13条の5中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

横浜市選挙管理委員会行政文書管理規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和5年3月31日

横浜市選挙管理委員会
委員長 齊 藤 雅 英

横浜市選挙管理委員会規程第4号

横浜市選挙管理委員会行政文書管理規程の一部を改正する規程

横浜市選挙管理委員会行政文書管理規程（平成12年3月横浜市選挙管理委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。

別表中「5年を超える任期の選挙等」を「5年を超える任期の選挙」に、「3年を超える任期の選挙」を「3年を超える任期の選挙等」に改める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

横 浜 市 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 3 号

横 浜 市 議 会 議 員 一 般 選 挙 の ポ ス タ ー 掲 示 場 に 選 挙 運 動 用
ポ ス タ ー を 掲 示 す る こ と が で き る 日

令 和 5 年 4 月 9 日 執 行 の 横 浜 市 議 会 議 員 一 般 選 挙 に お け る ポ ス タ
ー 掲 示 場 に 選 挙 運 動 用 ポ ス タ ー を 掲 示 す る こ と が で き る 日 を 、 令 和
5 年 3 月 31 日 と 定 め る 。

た だ し 、 公 職 選 挙 法 (昭 和 25 年 法 律 第 100 号) 第 86 条 の 4 に よ る
候 補 者 届 の 受 理 後 と す る 。

令 和 5 年 3 月 31 日

横 浜 市 選 挙 管 理 委 員 会

横 浜 市 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 4 号

横 浜 市 議 会 議 員 一 般 選 挙 に お け る 選 挙 運 動 費 用 の 支 出 制
限 額

令 和 5 年 4 月 9 日 執 行 の 横 浜 市 議 会 議 員 一 般 選 挙 に お け る 候 補 者
1 人 に 対 す る 選 挙 運 動 費 用 の 支 出 制 限 額 は 、 次 の と お り で あ る 。

令 和 5 年 3 月 31 日

横 浜 市 選 挙 管 理 委 員 会

鶴見区選挙区	8,785,500 円
神奈川区選挙区	8,763,800 円
西区選挙区	10,164,900 円
中区選挙区	8,712,500 円
南区選挙区	9,890,500 円
港南区選挙区	9,139,300 円
保土ヶ谷区選挙区	8,826,700 円
旭区選挙区	8,846,300 円
磯子区選挙区	8,885,300 円
金沢区選挙区	8,652,100 円
港北区選挙区	9,221,000 円
緑区選挙区	9,305,400 円
青葉区選挙区	9,065,400 円
都筑区選挙区	8,896,200 円
戸塚区選挙区	9,536,800 円
栄区選挙区	8,841,000 円
泉区選挙区	9,032,600 円
瀬谷区選挙区	8,834,100 円

横 浜 市 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 5 号

横 浜 市 議 会 議 員 一 般 選 挙 に お け る 選 挙 公 報 掲 載 申 請 期 限
令 和 5 年 4 月 9 日 執 行 の 横 浜 市 議 会 議 員 一 般 選 挙 に お け る 候 補 者
の 選 挙 公 報 掲 載 申 請 期 限 は 、 令 和 5 年 3 月 31 日 と す る 。
令 和 5 年 3 月 31 日

横 浜 市 選 挙 管 理 委 員 会

横 浜 市 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 6 号

横 浜 市 議 会 議 員 一 般 選 挙 に お け る 選 挙 公 報 掲 載 順 序 を 定
め る く じ を 行 う 場 所 及 び 日 時

令 和 5 年 4 月 9 日 執 行 の 横 浜 市 議 会 議 員 一 般 選 挙 に お け る 選 挙 公
報 の 掲 載 順 序 を 定 め る く じ を 行 う 場 所 及 び 日 時 は 、 次 の と お り と す
る 。

令 和 5 年 3 月 31 日

横 浜 市 選 挙 管 理 委 員 会

1 場 所

横 浜 市 選 挙 管 理 委 員 会 室

2 日 時

令 和 5 年 3 月 31 日 午 後 5 時 10 分

横 浜 市 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 7 号

横 浜 市 議 会 議 員 一 般 選 挙 に お け る 開 票 事 務 と 選 挙 会 事 務
の 合 同

令 和 5 年 4 月 9 日 執 行 の 横 浜 市 議 会 議 員 一 般 選 挙 に お け る 開 票 事
務 は 、 選 挙 会 場 に お い て 選 挙 会 の 事 務 と 併 せ て 行 う 。

令 和 5 年 3 月 31 日

横 浜 市 選 挙 管 理 委 員 会

横浜市選挙管理委員会告示第8号

横浜市議会議員一般選挙における選挙会の場所及び日時
令和5年4月9日執行の横浜市議会議員一般選挙における選挙会の場所及び日時を、次のとおり定める。

令和5年3月31日

横浜市選挙管理委員会

選挙区名	場 所	所在地	日 時
鶴 見 区	横浜市鶴見スポーツセンター第1体育室	鶴見区元宮二丁目5番1号	令和5年4月9日 午後9時15分
神 奈 川 区	横浜市神奈川スポーツセンター第1体育室	神奈川区三ツ沢上町11番18号	令和5年4月9日 午後9時15分
西 区	横浜市藤棚地区センター体育室	西区藤棚町2丁目198番地	令和5年4月9日 午後9時15分
中 区	横浜市立本牧小学校体育館	中区本牧和田5番1号	令和5年4月9日 午後9時15分
南 区	横浜市南スポーツセンター第1体育室	南区大岡一丁目14番1号	令和5年4月9日 午後9時15分
港 南 区	横浜市港南スポーツセンター第1体育室	港南区日野一丁目2番30号	令和5年4月9日 午後9時15分
保 土 ヶ 谷 区	横浜市保土ヶ谷スポーツセンター第1体育室	保土ヶ谷区神戸町129番地の2	令和5年4月9日 午後9時15分
旭 区	横浜市旭スポーツセンター第1体育室	旭区川島町1, 983番地	令和5年4月9日 午後9時15分
磯 子 区	横浜市磯子スポーツセンター第1体育室	磯子区杉田五丁目32番25号	令和5年4月9日 午後9時15分
金 沢 区	横浜市金沢スポーツセンター第1体育室	金沢区長浜106番地の8	令和5年4月9日 午後9時15分
港 北 区	横浜市港北スポーツセンター	港北区大豆戸町518番地の	令和5年4月9日 午後9時15分

	一第1体育室	1	
緑 区	横浜市緑スポーツセンター 第1体育室	緑区中山一丁目 29番7号	令和5年4月9日 午後9時15分
青 葉 区	横浜市青葉スポーツセンター 第2体育室	青葉区市ケ尾 町31番地の4	令和5年4月9日 午後9時15分
都 筑 区	横浜市都筑スポーツセンター 第1体育室	都筑区池辺町 2,973番地の 1	令和5年4月9日 午後9時15分
戸 塚 区	横浜市戸塚スポーツセンター 第1体育室	戸塚区上倉田 町477番地	令和5年4月9日 午後9時15分
栄 区	横浜市栄スポーツセンター 第1体育室	栄区桂町279 番地の29	令和5年4月9日 午後9時15分
泉 区	横浜市泉スポーツセンター 第1体育室	泉区西が岡三 丁目11番地	令和5年4月9日 午後9時15分
瀬 谷 区	横浜市瀬谷スポーツセンター 第1体育室	瀬谷区南台二 丁目4番地の 65	令和5年4月9日 午後9時15分

区 選 挙 管 理 委 員 会

横 浜 市 鶴 見 区 選 挙 管 理 委 員 会 行 政 文 書 管 理 規 程 の 一 部 を 改 正 す る
規 程 を こ こ に 公 布 す る 。

令 和 5 年 3 月 31 日

横 浜 市 鶴 見 選 挙 管 理 委 員 会
委 員 長 兼 子 彰

横 浜 市 鶴 見 区 選 挙 管 理 委 員 会 規 程 第 1 号

横 浜 市 鶴 見 区 選 挙 管 理 委 員 会 行 政 文 書 管 理 規 程 の 一 部 を
改 正 す る 規 程

横 浜 市 鶴 見 区 選 挙 管 理 委 員 会 行 政 文 書 管 理 規 程 （ 平 成 12 年 3 月 横
浜 市 鶴 見 区 選 挙 管 理 委 員 会 規 程 第 1 号 ） の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す
る 。

別 表 中 「 5 年 を 超 え る 任 期 の 選 挙 等 」 を 「 5 年 を 超 え る 任 期 の 選
挙 」 に 、 「 3 年 を 超 え る 任 期 の 選 挙 」 を 「 3 年 を 超 え る 任 期 の 選 挙
等 」 に 改 め る 。

附 則

こ の 規 程 は 、 令 和 5 年 4 月 1 日 か ら 施 行 す る 。

横浜市神奈川区選挙管理委員会行政文書管理規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和5年3月31日

横浜市神奈川区選挙管理委員会
委員長 大 滝 和 俊

横浜市神奈川区選挙管理委員会規程第1号

横浜市神奈川区選挙管理委員会行政文書管理規程の一部
を改正する規程

横浜市神奈川区選挙管理委員会行政文書管理規程（平成12年3月
横浜市神奈川区選挙管理委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。

別表中「5年を超える任期の選挙等に関する行政文書」を「5年
を超える任期の選挙」に、「3年を超える任期の選挙」を「3年を
を超える任期の選挙等」に改める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

横浜市西区選挙管理委員会行政文書管理規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和5年3月31日

横浜市西区選挙管理委員会
委員長 井 上 和 義

横浜市西区選挙管理委員会規程第1号

横浜市西区選挙管理委員会行政文書管理規程の一部を改正する規程

横浜市西区選挙管理委員会行政文書管理規程（平成12年3月横浜市西区選挙管理委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。

別表中「5年を超える任期の選挙等」を「5年を超える任期の選挙」に、「3年を超える任期の選挙」を「3年を超える任期の選挙等」に改める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

横浜市中区選挙管理委員会行政文書管理規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和5年3月31日

横浜市中区選挙管理委員会
委員長 山中利弘

横浜市中区選挙管理委員会規程第1号

横浜市中区選挙管理委員会行政文書管理規程の一部を改正する規程

横浜市中区選挙管理委員会行政文書管理規程（令和3年3月横浜市中区選挙管理委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。

別表中「5年を超える任期の選挙等」を「5年を超える任期の選挙」に、「3年を超える任期の選挙」を「3年を超える任期の選挙等」に改める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

横浜市南区選挙管理委員会行政文書管理規程の一部を改正する規程をここに公布する。

横浜市南区選挙管理委員会
委員長 土 田 良 伸

横浜市南区選挙管理委員会規程第1号

横浜市南区選挙管理委員会行政文書管理規程の一部を改正する規程

横浜市南区選挙管理委員会行政文書管理規程（平成12年3月横浜市南区選挙管理委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。

別表中「5年を超える任期の選挙等」を「5年を超える任期の選挙」に、「3年を超える任期の選挙」を「3年を超える任期の選挙等」に改める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

横浜市港南区選挙管理委員会行政文書管理規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和5年3月31日

横浜市港南区選挙管理委員会
委員長 齋藤史明

横浜市港南区選挙管理委員会規程第1号

横浜市港南区選挙管理委員会行政文書管理規程の一部を
改正する規程

横浜市港南区選挙管理委員会行政文書管理規程（平成12年3月横浜市港南区選挙管理委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。

別表中「5年を超える任期の選挙等」を「5年を超える任期の選挙」に、「3年を超える任期の選挙」を「3年を超える任期の選挙等」に改める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

横浜市保土ヶ谷区選挙管理委員会行政文書管理規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和5年3月31日

横浜市保土ヶ谷区選挙管理委員会
委員長 濱 崎 政 江

横浜市保土ヶ谷区選挙管理委員会規程第1号

横浜市保土ヶ谷区選挙管理委員会行政文書管理規程の一部を改正する規程

横浜市保土ヶ谷区選挙管理委員会行政文書管理規程（平成12年3月横浜市保土ヶ谷区選挙管理委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。

別表中「5年を超える任期の選挙等」を「5年を超える任期の選挙」に、「3年を超える任期の選挙」を「3年を超える任期の選挙等」に改める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

横浜市旭区選挙管理委員会行政文書管理規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和5年3月31日

横浜市旭区選挙管理委員会
委員長 小林 誠

横浜市旭区選挙管理委員会規程第1号

横浜市旭区選挙管理委員会行政文書管理規程の一部を改正する規程

横浜市旭区選挙管理委員会行政文書管理規程（平成12年3月横浜市旭区選挙管理委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。

別表中「5年を超える任期の選挙等」を「5年を超える任期の選挙」に、「3年を超える任期の選挙」を「3年を超える任期の選挙等」に改める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

横浜市磯子区選挙管理委員会行政文書管理規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和5年3月31日

横浜市磯子区選挙管理委員会
委員長 伊 藤 優

横浜市磯子区選挙管理委員会規程第1号

横浜市磯子区選挙管理委員会行政文書管理規程の一部を
改正する規程

横浜市磯子区選挙管理委員会行政文書管理規程（平成12年3月横浜市磯子区選挙管理委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。

別表中「5年を超える任期の選挙等」を「5年を超える任期の選挙」に、「3年を超える任期の選挙」を「3年を超える任期の選挙等」に改める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

横浜市金沢区選挙管理委員会行政文書管理規程の一部を改正する規程をここに公布する。

横浜市金沢区選挙管理委員会
委員長 矢野 順一

横浜市金沢区選挙管理委員会規程第1号

横浜市金沢区選挙管理委員会行政文書管理規程の一部を
改正する規程

横浜市金沢区選挙管理委員会行政文書管理規程（平成12年3月横浜市金沢区選挙管理委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。

別表中「5年を超える任期の選挙等」を「5年を超える任期の選挙」に、「3年を超える任期の選挙」を「3年を超える任期の選挙等」に改める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

横浜市港北区選挙管理委員会行政文書管理規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和5年3月31日

横浜市港北区選挙管理委員会
委員長 井上 禮子

横浜市港北区選挙管理委員会規程第1号

横浜市港北区選挙管理委員会行政文書管理規程の一部を
改正する規程

横浜市港北区選挙管理委員会行政文書管理規程（平成12年3月横浜市港北区選挙管理委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。

別表中「5年を超える任期の選挙等」を「5年を超える任期の選挙」に、「3年を超える任期の選挙」を「3年を超える任期の選挙等」に改める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

横浜市緑区選挙管理委員会行政文書管理規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和5年3月31日

横浜市緑区選挙管理委員会
委員長 齋藤純男

横浜市緑区選挙管理委員会規程第1号

横浜市緑区選挙管理委員会行政文書管理規程の一部を改正する規程

横浜市緑区選挙管理委員会行政文書管理規程（平成12年3月横浜市緑区選挙管理委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。

別表中「5年を超える任期の選挙等」を「5年を超える任期の選挙」に、「3年を超える任期の選挙」を「3年を超える任期の選挙等」に改める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

横浜市青葉区選挙管理委員会行政文書管理規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和5年3月31日

横浜市青葉区選挙管理委員会
委員長 小 野 義 夫

横浜市青葉区選挙管理委員会規程第1号

横浜市青葉区選挙管理委員会行政文書管理規程の一部を
改正する規程

横浜市青葉区選挙管理委員会規程（平成6年12月横浜市青葉区選挙管理委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。

別表中「5年を超える任期の選挙等」を「5年を超える任期の選挙」に、「3年を超える任期の選挙」を「3年を超える任期の選挙等」に改める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

横浜市都筑区選挙管理委員会行政文書管理規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和5年3月31日

横浜市都筑区選挙管理委員会
委員長 柴 野 勝

横浜市都筑区選挙管理委員会規程第1号

横浜市都筑区選挙管理委員会行政文書管理規程の一部を
改正する規程

横浜市都筑区選挙管理委員会行政文書管理規程（平成12年3月横浜市都筑区選挙管理委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。

別表中「5年を超える任期の選挙等」を「5年を超える任期の選挙」に、「3年を超える任期の選挙」を「3年を超える任期の選挙等」に改める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

横浜市戸塚区選挙管理委員会行政文書管理規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和5年3月31日

横浜市戸塚区選挙管理委員会
委員長 大山 勲 夫

横浜市戸塚区選挙管理委員会規程第1号

横浜市戸塚区選挙管理委員会行政文書管理規程の一部を
改正する規程

横浜市戸塚区選挙管理委員会行政文書管理規程（平成12年3月横浜市戸塚区選挙管理委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。

別表中「5年を超える任期の選挙等」を「5年を超える任期の選挙」に、「3年を超える任期の選挙」を「3年を超える任期の選挙等」に改める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

横浜市栄区選挙管理委員会行政文書管理規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和5年3月31日

横浜市栄区選挙管理委員会
委員長 小 石 榮 美

横浜市栄区選挙管理委員会規程第1号

横浜市栄区選挙管理委員会行政文書管理規程の一部を改正する規程

横浜市栄区選挙管理委員会行政文書管理規程（平成12年3月横浜市栄区選挙管理委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。

別表中「5年を超える任期の選挙等」を「5年を超える任期の選挙」に、「3年を超える任期の選挙」を「3年を超える任期の選挙等」に改める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

横浜市泉区選挙管理委員会行政文書管理規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和5年3月31日

横浜市泉区選挙管理委員会
委員長 石 塚 武 夫

横浜市泉区選挙管理委員会規程第1号

横浜市泉区選挙管理委員会行政文書管理規程の一部を改正する規程

横浜市泉区選挙管理委員会行政文書管理規程（平成12年3月横浜市泉区選挙管理委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。

別表中「5年を超える任期の選挙等」を「5年を超える任期の選挙」に、「3年を超える任期の選挙」を「3年を超える任期の選挙等」に改める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

横浜市瀬谷区選挙管理委員会行政文書管理規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和5年3月31日

横浜市瀬谷区選挙管理委員会
委員長 小林 清 春

横浜市瀬谷区選挙管理委員会規程第1号

横浜市瀬谷区選挙管理委員会行政文書管理規程の一部を
改正する規程

横浜市瀬谷区選挙管理委員会行政文書管理規程（平成12年3月横浜市瀬谷区選挙管理委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。

別表中「5年を超える任期の選挙等」を「5年を超える任期の選挙」に、「3年を超える任期の選挙」を「3年を超える任期の選挙等」に改める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

鶴見区選挙管理委員会告示第12号

神奈川県議会議員一般選挙等における期日前投票所の設置

令和5年4月9日執行の神奈川県知事選挙と同時に行う神奈川県議会議員一般選挙及び横浜市議会議員一般選挙における期日前投票所を、次のとおり設ける。

令和5年3月31日

横浜市鶴見区選挙管理委員会

所在地	名称	投票日	投票時間
鶴見区鶴見中央三丁目20番1号	横浜市鶴見区役所	4月1日から 4月8日まで	午前8時30分から 午後8時まで
鶴見区鶴見中央一丁目31番2号	鶴見中央コミュニティハウス	4月1日から 4月8日まで	午前9時30分から 午後8時まで

神奈川区選挙管理委員会告示第12号

神奈川県議会議員一般選挙等における期日前投票所の設置

令和5年4月9日執行の神奈川県知事選挙と同時に行う神奈川県議会議員一般選挙及び横浜市議会議員一般選挙における期日前投票所を、次のとおり設ける。

令和5年3月31日

横浜市神奈川区選挙管理委員会

所在地	名称	投票日	投票時間
神奈川区広 台太田町3 番地の8	横浜市神奈 川区役所	4月1日から 4月8日まで	午前8時30分から 午後8時まで
神奈川区神 大寺二丁目 28番18号	横浜市神大 寺地区セン ター	4月1日から 4月8日まで	午前9時30分から 午後8時まで

西区選挙管理委員会告示第13号

神奈川県議会議員一般選挙等における期日前投票所の設置

令和5年4月9日執行の神奈川県知事選挙と同時に行う神奈川県議会議員一般選挙及び横浜市議会議員一般選挙における期日前投票所を、次のとおり設ける。

令和5年3月31日

横浜市西区選挙管理委員会

所在地	名称	投票日	投票時間
西区中央一丁目5番10号	横浜市西区役所	4月1日から 4月8日まで	午前8時30分から 午後8時まで
西区岡野一丁目6番41号	横浜市西公会堂	4月1日から 4月8日まで	午前9時30分から 午後8時まで

中 区 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 11 号

神 奈 川 県 議 会 議 員 一 般 選 挙 等 に お け る 期 日 前 投 票 所 の 設 置

令 和 5 年 4 月 9 日 執 行 の 神 奈 川 県 知 事 選 挙 と 同 時 に 行 う 神 奈 川 県 議 会 議 員 一 般 選 挙 及 び 横 浜 市 議 会 議 員 一 般 選 挙 に お け る 期 日 前 投 票 所 を 、 次 の と お り 設 け る 。

令 和 5 年 3 月 31 日

横 浜 市 中 区 選 挙 管 理 委 員 会

所 在 地	名 称	投 票 日	投 票 時 間
中 区 日 本 大 通 35 番 地	横 浜 市 中 区 役 所	4 月 1 日 から 4 月 8 日 まで	午 前 8 時 30 分 から 午 後 8 時 まで
中 区 本 牧 原 16 番 1 号	横 浜 市 本 牧 地 区 セ ン タ ー	4 月 1 日 から 4 月 8 日 まで	午 前 9 時 30 分 から 午 後 8 時 まで

南区選挙管理委員会告示第13号

神奈川県議会議員一般選挙等における期日前投票所の設置

令和5年4月9日執行の神奈川県知事選挙と同時に行う神奈川県議会議員一般選挙及び横浜市議会議員一般選挙における期日前投票所を、次のとおり設ける。

令和5年3月31日

横浜市南区選挙管理委員会

所在地	名称	投票日	投票時間
南区浦舟町 2丁目33番 地	横浜市南区 役所	4月1日から 4月8日まで	午前8時30分から 午後8時まで
南区弘明寺 町 265番地 の1	横浜市南区 書館	4月1日から 4月8日まで	午前9時30分から 午後8時まで

港南区選挙管理委員会告示第13号

神奈川県議会議員一般選挙等における期日前投票所の設置

令和5年4月9日執行の神奈川県知事選挙と同時に行う神奈川県議会議員一般選挙及び横浜市議会議員一般選挙における期日前投票所を、次のとおり設ける。

令和5年3月31日

横浜市港南区選挙管理委員会

所在地	名称	投票日	投票時間
港南区港南 四丁目2番 10号	横浜市港南 区役所	4月1日から 4月8日まで	午前8時30分から 午後8時まで
港南区港南 台三丁目3 番1号	港南台 214 ビル	4月1日から 4月8日まで	午前9時30分から 午後8時まで

保土ヶ谷区選挙管理委員会告示第11号

神奈川県議会議員一般選挙等における期日前投票所の設置

令和5年4月9日執行の神奈川県知事選挙と同時に行う神奈川県議会議員一般選挙及び横浜市議会議員一般選挙における期日前投票所を、次のとおり設ける。

令和5年3月31日

横浜市保土ヶ谷区選挙管理委員会

所在地	名称	投票日	投票時間
保土ヶ谷区 川辺町2番 地の9	横浜市保土 ヶ谷区役所	4月1日から 4月8日まで	午前8時30分から 午後8時まで
保土ヶ谷区 月見台37番 1号	イコットハ ウス	4月1日から 4月8日まで	午前9時30分から 午後8時まで

旭区選挙管理委員会告示第11号

神奈川県議会議員一般選挙等における期日前投票所の設置

令和5年4月9日執行の神奈川県知事選挙と同時に行う神奈川県議会議員一般選挙及び横浜市議会議員一般選挙における期日前投票所を、次のとおり設ける。

令和5年3月31日

横浜市旭区選挙管理委員会

所在地	名称	投票日	投票時間
旭区鶴ヶ峰 一丁目4番 地の12	横浜市旭区 役所	4月1日から 4月8日まで	午前8時30分から 午後8時まで
旭区二俣川 2丁目50番 地の14	横浜市二俣 川地域ケア プラザ	4月1日から 4月8日まで	午前10時から午後 8時まで

磯子区選挙管理委員会告示第12号

神奈川県議会議員一般選挙等における期日前投票所の設置

令和5年4月9日執行の神奈川県知事選挙と同時に行う神奈川県議会議員一般選挙及び横浜市議会議員一般選挙における期日前投票所を、次のとおり設ける。

令和5年3月31日

横浜市磯子区選挙管理委員会

所在地	名称	投票日	投票時間
磯子区磯子三丁目5番1号	横浜市磯子区役所	4月1日から 4月8日まで	午前8時30分から 午後8時まで
磯子区洋光台五丁目2番1号	横浜こども科学館	4月1日から 4月8日まで	午前9時30分から 午後8時まで

金 沢 区 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 11 号

神 奈 川 県 議 会 議 員 一 般 選 挙 等 に お け る 期 日 前 投 票 所 の 設 置

令 和 5 年 4 月 9 日 執 行 の 神 奈 川 県 知 事 選 挙 と 同 時 に 行 う 神 奈 川 県 議 会 議 員 一 般 選 挙 及 び 横 浜 市 議 会 議 員 一 般 選 挙 に お け る 期 日 前 投 票 所 を 、 次 の と お り 設 け る 。

令 和 5 年 3 月 31 日

横 浜 市 金 沢 区 選 挙 管 理 委 員 会

所 在 地	名 称	投 票 日	投 票 時 間
金 沢 区 泥 亀 二 丁 目 9 番 1 号	横 浜 市 金 沢 区 役 所	4 月 1 日 から 4 月 8 日 まで	午 前 8 時 30 分 から 午 後 8 時 まで
金 沢 区 長 浜 106 番 地 の 8	横 浜 市 金 沢 ス ポ ー ツ セ ン タ ー	4 月 1 日 から 4 月 8 日 まで	午 前 9 時 30 分 から 午 後 8 時 まで

港北区選挙管理委員会告示第11号

神奈川県議会議員一般選挙等における期日前投票所の設置

令和5年4月9日執行の神奈川県知事選挙と同時に行う神奈川県議会議員一般選挙及び横浜市議会議員一般選挙における期日前投票所を、次のとおり設ける。

令和5年3月31日

横浜市港北区選挙管理委員会

所在地	名称	投票日	投票時間
港北区大豆戸町26番地の1	横浜市港北公会堂	4月1日から 4月8日まで	午前8時30分から 午後8時まで
港北区日吉本町一丁目11番13号	横浜市日吉地区センター	4月1日から 4月4日まで	午前9時30分から 午後8時まで
港北区師岡町700番地	トレッサ横浜	4月5日から 4月8日まで	午前10時から午後 8時まで

緑区選挙管理委員会告示第11号

神奈川県議会議員一般選挙等における期日前投票所の設置

令和5年4月9日執行の神奈川県知事選挙と同時に行う神奈川県議会議員一般選挙及び横浜市議会議員一般選挙における期日前投票所を、次のとおり設ける。

令和5年3月31日

横浜市緑区選挙管理委員会

所在地	名称	投票日	投票時間
緑区寺山町 118番地	横浜市緑区 役所	4月1日から 4月8日まで	午前8時30分から 午後8時まで
緑区长津田 二丁目10番 4号	横浜市緑消 防署長津田 消防出張所	4月1日から 4月8日まで	午前9時30分から 午後8時まで

青葉区選挙管理委員会告示第11号

神奈川県議会議員一般選挙等における期日前投票所の設置

令和5年4月9日執行の神奈川県知事選挙と同時に行う神奈川県議会議員一般選挙及び横浜市議会議員一般選挙における期日前投票所を、次のとおり設ける。

令和5年3月31日

横浜市青葉区選挙管理委員会

所在地	名称	投票日	投票時間
青葉区市ケ尾31番地の4	横浜市青葉区役所	4月1日から 4月8日まで	午前8時30分から 午後8時まで
青葉区あざみ野二丁目3番地の2	横浜市山内地区センター	4月1日から 4月8日まで	午前9時30分から 午後8時まで
青葉区青葉台二丁目1番地の1	青葉台東急スクエア	4月5日から 4月7日まで	午前9時30分から 午後8時まで

都 筑 区 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 13 号

神 奈 川 県 議 会 議 員 一 般 選 挙 等 に お け る 期 日 前 投 票 所 の 設 置

令 和 5 年 4 月 9 日 執 行 の 神 奈 川 県 知 事 選 挙 と 同 時 に 行 う 神 奈 川 県 議 会 議 員 一 般 選 挙 及 び 横 浜 市 議 会 議 員 一 般 選 挙 に お け る 期 日 前 投 票 所 を 、 次 の と お り 設 け る 。

令 和 5 年 3 月 31 日

横 浜 市 都 筑 区 選 挙 管 理 委 員 会

所 在 地	名 称	投 票 日	投 票 時 間
都 筑 区 茅 ヶ 崎 中 央 32 番 1 号	横 浜 市 都 筑 区 役 所	4 月 1 日 から 4 月 8 日 まで	午 前 8 時 30 分 から 午 後 8 時 まで
都 筑 区 中 川 中 央 一 丁 目 26 番 6 号	横 浜 農 業 協 同 組 合 都 筑 中 川 支 店	4 月 1 日 から 4 月 8 日 まで	午 前 9 時 30 分 から 午 後 8 時 まで

戸 塚 区 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 13 号

神 奈 川 県 議 会 議 員 一 般 選 挙 等 に お け る 期 日 前 投 票 所 の 設 置

令 和 5 年 4 月 9 日 執 行 の 神 奈 川 県 知 事 選 挙 と 同 時 に 行 う 神 奈 川 県 議 会 議 員 一 般 選 挙 及 び 横 浜 市 議 会 議 員 一 般 選 挙 に お け る 期 日 前 投 票 所 を 、 次 の と お り 設 け る 。

令 和 5 年 3 月 31 日

横 浜 市 戸 塚 区 選 挙 管 理 委 員 会

所 在 地	名 称	投 票 日	投 票 時 間
戸 塚 区 戸 塚 町 16 番 地 の 17	横 浜 市 戸 塚 区 役 所	4 月 1 日 から 4 月 8 日 まで	午 前 8 時 30 分 から 午 後 8 時 まで
戸 塚 区 品 濃 町 537 番 地 の 1	西 武 東 戸 塚 店	4 月 1 日 から 4 月 8 日 まで	午 前 10 時 から 午 後 8 時 まで

栄区選挙管理委員会告示第15号

神奈川県議会議員一般選挙等における期日前投票所の設置

令和5年4月9日執行の神奈川県知事選挙と同時に行う神奈川県議会議員一般選挙及び横浜市議会議員一般選挙における期日前投票所を、次のとおり設ける。

令和5年3月31日

横浜市栄区選挙管理委員会

所在地	名称	投票日	投票時間
栄区桂町30 3番地の19	横浜市栄区 役所	4月1日から 4月8日まで	午前8時30分から 午後8時まで
栄区桂台中 15番1号	イトーヨー カドー桂台 店	4月1日から 4月8日まで	午前10時から午後 8時まで

泉区選挙管理委員会告示第13号

神奈川県議会議員一般選挙等における期日前投票所の設置

令和5年4月9日執行の神奈川県知事選挙と同時に行う神奈川県議会議員一般選挙及び横浜市議会議員一般選挙における期日前投票所を、次のとおり設ける。

令和5年3月31日

横浜市泉区選挙管理委員会

所在地	名称	投票日	投票時間
泉区和泉中央北五丁目1番1号	横浜市泉区役所	4月1日から 4月8日まで	午前8時30分から 午後8時まで
泉区中田北一丁目9番14号	横浜市立場地区センター	4月1日から 4月8日まで	午前9時30分から 午後8時まで

瀬谷区選挙管理委員会告示第13号

神奈川県議会議員一般選挙等における期日前投票所の設置

令和5年4月9日執行の神奈川県知事選挙と同時に行う神奈川県議会議員一般選挙及び横浜市議会議員一般選挙における期日前投票所を、次のとおり設ける。

令和5年3月31日

横浜市瀬谷区選挙管理委員会

所在地	名称	投票日	投票時間
瀬谷区二ツ橋町190番地	横浜市瀬谷区役所	4月1日から 4月8日まで	午前8時30分から 午後8時まで
瀬谷区瀬谷四丁目4番地の10	瀬谷区民文化センターあじさいプラザ	4月1日から 4月8日まで	午前9時30分から 午後8時まで

鶴見区選挙管理委員会告示第15号

神奈川県議会議員一般選挙等における候補者の氏名等の
掲示順序を定めるくじを行う場所及び日時

令和5年4月9日執行の神奈川県議会議員一般選挙及び横浜市議
会議員一般選挙における投票所内等の候補者の氏名等の掲示の掲載
順序を定めるくじを行う場所及び日時を、次のとおり定める。

令和5年3月31日

横浜市鶴見区選挙管理委員会

1 場 所

横浜市鶴見区役所

2 日 時

令和5年3月31日午後5時10分

神 奈 川 区 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 15 号

神 奈 川 県 議 会 議 員 一 般 選 挙 等 に お け る 候 補 者 の 氏 名 等 の
掲 示 順 序 を 定 め る く じ を 行 う 場 所 及 び 日 時

令 和 5 年 4 月 9 日 執 行 の 神 奈 川 県 議 会 議 員 一 般 選 挙 及 び 横 浜 市 議
会 議 員 一 般 選 挙 に お け る 投 票 所 内 等 の 候 補 者 の 氏 名 等 の 掲 示 の 掲 載
順 序 を 定 め る く じ を 行 う 場 所 及 び 日 時 を 、 次 の と お り 定 め る 。

令 和 5 年 3 月 31 日

横 浜 市 神 奈 川 区 選 挙 管 理 委 員 会

1 場 所

横 浜 市 神 奈 川 区 役 所

2 日 時

令 和 5 年 3 月 31 日 午 後 5 時 10 分

西 区 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 16 号

神 奈 川 県 議 会 議 員 一 般 選 挙 等 に お け る 候 補 者 の 氏 名 等 の
掲 示 順 序 を 定 め る く じ を 行 う 場 所 及 び 日 時

令 和 5 年 4 月 9 日 執 行 の 神 奈 川 県 議 会 議 員 一 般 選 挙 及 び 横 浜 市 議
会 議 員 一 般 選 挙 に お け る 投 票 所 内 等 の 候 補 者 の 氏 名 等 の 掲 示 の 掲 載
順 序 を 定 め る く じ を 行 う 場 所 及 び 日 時 を 、 次 の と お り 定 め る 。

令 和 5 年 3 月 31 日

横 浜 市 西 区 選 挙 管 理 委 員 会

1 場 所

横 浜 市 西 区 役 所

2 日 時

令 和 5 年 3 月 31 日 午 後 5 時 30 分

中 区 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 14 号

神 奈 川 県 議 会 議 員 一 般 選 挙 等 に お け る 候 補 者 の 氏 名 等 の
掲 示 順 序 を 定 め る く じ を 行 う 場 所 及 び 日 時

令 和 5 年 4 月 9 日 執 行 の 神 奈 川 県 議 会 議 員 一 般 選 挙 及 び 横 浜 市 議
会 議 員 一 般 選 挙 に お け る 投 票 所 内 等 の 候 補 者 の 氏 名 等 の 掲 示 の 掲 載
順 序 を 定 め る く じ を 行 う 場 所 及 び 日 時 を 、 次 の と お り 定 め る 。

令 和 5 年 3 月 31 日

横 浜 市 中 区 選 挙 管 理 委 員 会

1 場 所

横 浜 市 中 区 役 所

2 日 時

令 和 5 年 3 月 31 日 午 後 5 時 30 分

南 区 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 16 号

神 奈 川 県 議 会 議 員 一 般 選 挙 等 に お け る 候 補 者 の 氏 名 等 の
掲 示 順 序 を 定 め る く じ を 行 う 場 所 及 び 日 時

令 和 5 年 4 月 9 日 執 行 の 神 奈 川 県 議 会 議 員 一 般 選 挙 及 び 横 浜 市 議
会 議 員 一 般 選 挙 に お け る 投 票 所 内 等 の 候 補 者 の 氏 名 等 の 掲 示 の 掲 載
順 序 を 定 め る く じ を 行 う 場 所 及 び 日 時 を 、 次 の と お り 定 め る 。

令 和 5 年 3 月 31 日

横 浜 市 南 区 選 挙 管 理 委 員 会

1 場 所

横 浜 市 南 区 役 所

2 日 時

令 和 5 年 3 月 31 日 午 後 5 時 10 分

港南区選挙管理委員会告示第16号

神奈川県議会議員一般選挙等における候補者の氏名等の
掲示順序を定めるくじを行う場所及び日時

令和5年4月9日執行の神奈川県議会議員一般選挙及び横浜市議会議員一般選挙における投票所内等の候補者の氏名等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時を、次のとおり定める。

令和5年3月31日

横浜市港南区選挙管理委員会

1 場所

横浜市港南区役所

2 日時

令和5年3月31日午後5時30分

保 土 ヶ 谷 区 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 14 号

神 奈 川 県 議 会 議 員 一 般 選 挙 等 に お け る 候 補 者 の 氏 名 等 の
掲 示 順 序 を 定 め る く じ を 行 う 場 所 及 び 日 時

令 和 5 年 4 月 9 日 執 行 の 神 奈 川 県 議 会 議 員 一 般 選 挙 及 び 横 浜 市 議
会 議 員 一 般 選 挙 に お け る 投 票 所 内 等 の 候 補 者 の 氏 名 等 の 掲 示 の 掲 載
順 序 を 定 め る く じ を 行 う 場 所 及 び 日 時 を 、 次 の と お り 定 め る 。

令 和 5 年 3 月 31 日

横 浜 市 保 土 ヶ 谷 区 選 挙 管 理 委 員 会

1 場 所

横 浜 市 保 土 ヶ 谷 区 役 所

2 日 時

令 和 5 年 3 月 31 日 午 後 5 時 10 分

旭区選挙管理委員会告示第14号

神奈川県議会議員一般選挙等における候補者の氏名等の
掲示順序を定めるくじを行う場所及び日時

令和5年4月9日執行の神奈川県議会議員一般選挙及び横浜市議
会議員一般選挙における投票所内等の候補者の氏名等の掲示の掲載
順序を定めるくじを行う場所及び日時を、次のとおり定める。

令和5年3月31日

横浜市旭区選挙管理委員会

1 場 所

横浜市旭区役所

2 日 時

令和5年3月31日午後5時10分

磯子区選挙管理委員会告示第15号

神奈川県議会議員一般選挙等における候補者の氏名等の
掲示順序を定めるくじを行う場所及び日時

令和5年4月9日執行の神奈川県議会議員一般選挙及び横浜市議
会議員一般選挙における投票所内等の候補者の氏名等の掲示の掲載
順序を定めるくじを行う場所及び日時を、次のとおり定める。

令和5年3月31日

横浜市磯子区選挙管理委員会

1 場所

横浜市磯子区役所

2 日時

令和5年3月31日午後5時10分

金沢区選挙管理委員会告示第14号

神奈川県議会議員一般選挙等における候補者の氏名等の
掲示順序を定めるくじを行う場所及び日時

令和5年4月9日執行の神奈川県議会議員一般選挙及び横浜市議
会議員一般選挙における投票所内等の候補者の氏名等の掲示の掲載
順序を定めるくじを行う場所及び日時を、次のとおり定める。

令和5年3月31日

横浜市金沢区選挙管理委員会

1 場所

横浜市金沢区役所

2 日時

令和5年3月31日午後5時10分

港 北 区 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 14 号

神 奈 川 県 議 会 議 員 一 般 選 挙 等 に お け る 候 補 者 の 氏 名 等 の
掲 示 順 序 を 定 め る く じ を 行 う 場 所 及 び 日 時

令 和 5 年 4 月 9 日 執 行 の 神 奈 川 県 議 会 議 員 一 般 選 挙 及 び 横 浜 市 議
会 議 員 一 般 選 挙 に お け る 投 票 所 内 等 の 候 補 者 の 氏 名 等 の 掲 示 の 掲 載
順 序 を 定 め る く じ を 行 う 場 所 及 び 日 時 を 、 次 の と お り 定 め る 。

令 和 5 年 3 月 31 日

横 浜 市 港 北 区 選 挙 管 理 委 員 会

1 場 所

横 浜 市 港 北 区 役 所

2 日 時

令 和 5 年 3 月 31 日 午 後 5 時 10 分

緑区選挙管理委員会告示第14号

神奈川県議会議員一般選挙等における候補者の氏名等の
掲示順序を定めるくじを行う場所及び日時

令和5年4月9日執行の神奈川県議会議員一般選挙及び横浜市議
会議員一般選挙における投票所内等の候補者の氏名等の掲示の掲載
順序を定めるくじを行う場所及び日時を、次のとおり定める。

令和5年3月31日

横浜市緑区選挙管理委員会

1 場所

横浜市緑区役所

2 日時

令和5年3月31日午後5時10分

青 葉 区 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 14 号

神 奈 川 県 議 会 議 員 一 般 選 挙 等 に お け る 候 補 者 の 氏 名 等 の
掲 示 順 序 を 定 め る く じ を 行 う 場 所 及 び 日 時

令 和 5 年 4 月 9 日 執 行 の 神 奈 川 県 議 会 議 員 一 般 選 挙 及 び 横 浜 市 議
会 議 員 一 般 選 挙 に お け る 投 票 所 内 等 の 候 補 者 の 氏 名 等 の 掲 示 の 掲 載
順 序 を 定 め る く じ を 行 う 場 所 及 び 日 時 を 、 次 の と お り 定 め る 。

令 和 5 年 3 月 31 日

横 浜 市 青 葉 区 選 挙 管 理 委 員 会

1 場 所

横 浜 市 青 葉 区 役 所

2 日 時

令 和 5 年 3 月 31 日 午 後 5 時 30 分

都 筑 区 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 16 号

神 奈 川 県 議 会 議 員 一 般 選 挙 等 に お け る 候 補 者 の 氏 名 等 の
掲 示 順 序 を 定 め る く じ を 行 う 場 所 及 び 日 時

令 和 5 年 4 月 9 日 執 行 の 神 奈 川 県 議 会 議 員 一 般 選 挙 及 び 横 浜 市 議
会 議 員 一 般 選 挙 に お け る 投 票 所 内 等 の 候 補 者 の 氏 名 等 の 掲 示 の 掲 載
順 序 を 定 め る く じ を 行 う 場 所 及 び 日 時 を 、 次 の と お り 定 め る 。

令 和 5 年 3 月 31 日

横 浜 市 都 筑 区 選 挙 管 理 委 員 会

1 場 所

横 浜 市 都 筑 区 役 所

2 日 時

令 和 5 年 3 月 31 日 午 後 5 時 10 分

戸 塚 区 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 16 号

神 奈 川 県 議 会 議 員 一 般 選 挙 等 に お け る 候 補 者 の 氏 名 等 の
掲 示 順 序 を 定 め る く じ を 行 う 場 所 及 び 日 時

令 和 5 年 4 月 9 日 執 行 の 神 奈 川 県 議 会 議 員 一 般 選 挙 及 び 横 浜 市 議
会 議 員 一 般 選 挙 に お け る 投 票 所 内 等 の 候 補 者 の 氏 名 等 の 掲 示 の 掲 載
順 序 を 定 め る く じ を 行 う 場 所 及 び 日 時 を 、 次 の と お り 定 め る 。

令 和 5 年 3 月 31 日

横 浜 市 戸 塚 区 選 挙 管 理 委 員 会

1 場 所

横 浜 市 戸 塚 区 役 所

2 日 時

令 和 5 年 3 月 31 日 午 後 5 時 15 分

栄区選挙管理委員会告示第18号

神奈川県議会議員一般選挙等における候補者の氏名等の
掲示順序を定めるくじを行う場所及び日時

令和5年4月9日執行の神奈川県議会議員一般選挙及び横浜市議
会議員一般選挙における投票所内等の候補者の氏名等の掲示の掲載
順序を定めるくじを行う場所及び日時を、次のとおり定める。

令和5年3月31日

横浜市栄区選挙管理委員会

1 場 所

横浜市栄区役所

2 日 時

令和5年3月31日午後5時10分

泉 区 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 16 号

神 奈 川 県 議 会 議 員 一 般 選 挙 等 に お け る 候 補 者 の 氏 名 等 の
掲 示 順 序 を 定 め る く じ を 行 う 場 所 及 び 日 時

令 和 5 年 4 月 9 日 執 行 の 神 奈 川 県 議 会 議 員 一 般 選 挙 及 び 横 浜 市 議
会 議 員 一 般 選 挙 に お け る 投 票 所 内 等 の 候 補 者 の 氏 名 等 の 掲 示 の 掲 載
順 序 を 定 め る く じ を 行 う 場 所 及 び 日 時 を 、 次 の と お り 定 め る 。

令 和 5 年 3 月 31 日

横 浜 市 泉 区 選 挙 管 理 委 員 会

1 場 所

横 浜 市 泉 区 役 所

2 日 時

令 和 5 年 3 月 31 日 午 後 5 時 15 分

瀬谷区選挙管理委員会告示第16号

神奈川県議会議員一般選挙等における候補者の氏名等の
掲示順序を定めるくじを行う場所及び日時

令和5年4月9日執行の神奈川県議会議員一般選挙及び横浜市議
会議員一般選挙における投票所内等の候補者の氏名等の掲示の掲載
順序を定めるくじを行う場所及び日時を、次のとおり定める。

令和5年3月31日

横浜市瀬谷区選挙管理委員会

1 場所

横浜市瀬谷区役所

2 日時

令和5年3月31日午後5時30分

選 挙 長 等

市 議 鶴 見 区 選 告 示 第 1 号

横 浜 市 議 会 議 員 一 般 選 挙 に お け る 選 挙 立 会 人 を 定 め る く
じ を 行 う 場 所 及 び 日 時

令 和 5 年 4 月 9 日 執 行 の 横 浜 市 議 会 議 員 一 般 選 挙 に お け る 選 挙 立
会 人 を 定 め る く じ を 行 う 場 所 及 び 日 時 を 、 次 の と お り 定 め る 。

令 和 5 年 3 月 31 日

横 浜 市 議 会 議 員 一 般 選 挙 鶴 見 区 選 挙 区
選 挙 長 兼 子 彰

1 場 所

横 浜 市 鶴 見 区 役 所

2 日 時

令 和 5 年 4 月 6 日 午 後 5 時 10 分

市 議 神 奈 川 区 選 告 示 第 1 号

横 浜 市 議 会 議 員 一 般 選 挙 に お け る 選 挙 立 会 人 を 定 め る く
じ を 行 う 場 所 及 び 日 時

令 和 5 年 4 月 9 日 執 行 の 横 浜 市 議 会 議 員 一 般 選 挙 に お け る 選 挙 立
会 人 を 定 め る く じ を 行 う 場 所 及 び 日 時 を 、 次 の と お り 定 め る 。

令 和 5 年 3 月 31 日

横 浜 市 議 会 議 員 一 般 選 挙 神 奈 川 区 選 挙 区
選 挙 長 大 滝 和 俊

1 場 所

横 浜 市 神 奈 川 区 役 所

2 日 時

令 和 5 年 4 月 6 日 午 後 5 時 10 分

市 議 西 区 選 告 示 第 1 号

横 浜 市 議 会 議 員 一 般 選 挙 に お け る 選 挙 立 会 人 を 定 め る く
じ を 行 う 場 所 及 び 日 時

令 和 5 年 4 月 9 日 執 行 の 横 浜 市 議 会 議 員 一 般 選 挙 に お け る 選 挙 立
会 人 を 定 め る く じ を 行 う 場 所 及 び 日 時 を 、 次 の と お り 定 め る 。

令 和 5 年 3 月 31 日

横 浜 市 議 会 議 員 一 般 選 挙 西 区 選 挙 区
選 挙 長 井 上 和 義

1 場 所

横 浜 市 西 区 役 所

2 日 時

令 和 5 年 4 月 6 日 午 後 5 時 10 分

市 議 中 区 選 告 示 第 1 号

横 浜 市 議 会 議 員 一 般 選 挙 に お け る 選 挙 立 会 人 を 定 め る く
じ を 行 う 場 所 及 び 日 時

令 和 5 年 4 月 9 日 執 行 の 横 浜 市 議 会 議 員 一 般 選 挙 に お け る 選 挙 立
会 人 を 定 め る く じ を 行 う 場 所 及 び 日 時 を 、 次 の と お り 定 め る 。

令 和 5 年 3 月 31 日

横 浜 市 議 会 議 員 一 般 選 挙 中 区 選 挙 区
選 挙 長 山 中 利 弘

1 場 所

横 浜 市 中 区 役 所

2 日 時

令 和 5 年 4 月 6 日 午 後 5 時 10 分

市 議 南 区 選 告 示 第 1 号

横 浜 市 議 会 議 員 一 般 選 挙 に お け る 選 挙 立 会 人 を 定 め る く
じ を 行 う 場 所 及 び 日 時

令 和 5 年 4 月 9 日 執 行 の 横 浜 市 議 会 議 員 一 般 選 挙 に お け る 選 挙 立
会 人 を 定 め る く じ を 行 う 場 所 及 び 日 時 を 、 次 の と お り 定 め る 。

令 和 5 年 3 月 31 日

横 浜 市 議 会 議 員 一 般 選 挙 南 区 選 挙 区
選 挙 長 土 田 良 伸

1 場 所

横 浜 市 南 区 役 所

2 日 時

令 和 5 年 4 月 6 日 午 後 5 時 10 分

市 議 港 南 区 選 告 示 第 1 号

横 浜 市 議 会 議 員 一 般 選 挙 に お け る 選 挙 立 会 人 を 定 め る く
じ を 行 う 場 所 及 び 日 時

令 和 5 年 4 月 9 日 執 行 の 横 浜 市 議 会 議 員 一 般 選 挙 に お け る 選 挙 立
会 人 を 定 め る く じ を 行 う 場 所 及 び 日 時 を 、 次 の と お り 定 め る 。

令 和 5 年 3 月 31 日

横 浜 市 議 会 議 員 一 般 選 挙 港 南 区 選 挙 区
選 挙 長 齋 藤 史 明

1 場 所

横 浜 市 港 南 区 役 所

2 日 時

令 和 5 年 4 月 6 日 午 後 5 時 10 分

市 議 保 土 ヶ 谷 区 選 告 示 第 1 号

横 浜 市 議 会 議 員 一 般 選 挙 に お け る 選 挙 立 会 人 を 定 め る く
じ を 行 う 場 所 及 び 日 時

令 和 5 年 4 月 9 日 執 行 の 横 浜 市 議 会 議 員 一 般 選 挙 に お け る 選 挙 立
会 人 を 定 め る く じ を 行 う 場 所 及 び 日 時 を 、 次 の と お り 定 め る 。

令 和 5 年 3 月 31 日

横 浜 市 議 会 議 員 一 般 選 挙 保 土 ヶ 谷 区 選 挙 区
選 挙 長 濱 崎 政 江

1 場 所

横 浜 市 保 土 ヶ 谷 区 役 所

2 日 時

令 和 5 年 4 月 6 日 午 後 5 時 10 分

市 議 旭 区 選 告 示 第 1 号

横 浜 市 議 会 議 員 一 般 選 挙 に お け る 選 挙 立 会 人 を 定 め る く
じ を 行 う 場 所 及 び 日 時

令 和 5 年 4 月 9 日 執 行 の 横 浜 市 議 会 議 員 一 般 選 挙 に お け る 選 挙 立
会 人 を 定 め る く じ を 行 う 場 所 及 び 日 時 を 、 次 の と お り 定 め る 。

令 和 5 年 3 月 31 日

横 浜 市 議 会 議 員 一 般 選 挙 旭 区 選 挙 区
選 挙 長 小 林 誠

1 場 所

横 浜 市 旭 区 役 所

2 日 時

令 和 5 年 4 月 6 日 午 後 5 時 10 分

市 議 磯 子 区 選 告 示 第 1 号

横 浜 市 議 会 議 員 一 般 選 挙 に お け る 選 挙 立 会 人 を 定 め る く
じ を 行 う 場 所 及 び 日 時

令 和 5 年 4 月 9 日 執 行 の 横 浜 市 議 会 議 員 一 般 選 挙 に お け る 選 挙 立
会 人 を 定 め る く じ を 行 う 場 所 及 び 日 時 を 、 次 の と お り 定 め る 。

令 和 5 年 3 月 31 日

横 浜 市 議 会 議 員 一 般 選 挙 磯 子 区 選 挙 区
選 挙 長 伊 藤 優

1 場 所

横 浜 市 磯 子 区 役 所

2 日 時

令 和 5 年 4 月 6 日 午 後 5 時 10 分

市 議 金 沢 区 選 告 示 第 1 号

横 浜 市 議 会 議 員 一 般 選 挙 に お け る 選 挙 立 会 人 を 定 め る く
じ を 行 う 場 所 及 び 日 時

令 和 5 年 4 月 9 日 執 行 の 横 浜 市 議 会 議 員 一 般 選 挙 に お け る 選 挙 立
会 人 を 定 め る く じ を 行 う 場 所 及 び 日 時 を 、 次 の と お り 定 め る 。

令 和 5 年 3 月 31 日

横 浜 市 議 会 議 員 一 般 選 挙 金 沢 区 選 挙 区
選 挙 長 矢 野 順 一

1 場 所

横 浜 市 金 沢 区 役 所

2 日 時

令 和 5 年 4 月 6 日 午 後 5 時 10 分

市 議 港 北 区 選 告 示 第 1 号

横 浜 市 議 会 議 員 一 般 選 挙 に お け る 選 挙 立 会 人 を 定 め る く
じ を 行 う 場 所 及 び 日 時

令 和 5 年 4 月 9 日 執 行 の 横 浜 市 議 会 議 員 一 般 選 挙 に お け る 選 挙 立
会 人 を 定 め る く じ を 行 う 場 所 及 び 日 時 を 、 次 の と お り 定 め る 。

令 和 5 年 3 月 31 日

横 浜 市 議 会 議 員 一 般 選 挙 港 北 区 選 挙 区
選 挙 長 井 上 禮 子

1 場 所

横 浜 市 港 北 区 役 所

2 日 時

令 和 5 年 4 月 6 日 午 後 5 時 10 分

市 議 緑 区 選 告 示 第 1 号

横 浜 市 議 会 議 員 一 般 選 挙 に お け る 選 挙 立 会 人 を 定 め る く
じ を 行 う 場 所 及 び 日 時

令 和 5 年 4 月 9 日 執 行 の 横 浜 市 議 会 議 員 一 般 選 挙 に お け る 選 挙 立
会 人 を 定 め る く じ を 行 う 場 所 及 び 日 時 を 、 次 の と お り 定 め る 。

令 和 5 年 3 月 31 日

横 浜 市 議 会 議 員 一 般 選 挙 緑 区 選 挙 区
選 挙 長 齋 藤 純 男

1 場 所

横 浜 市 緑 区 役 所

2 日 時

令 和 5 年 4 月 6 日 午 後 5 時 10 分

市 議 青 葉 区 選 告 示 第 1 号

横 浜 市 議 会 議 員 一 般 選 挙 に お け る 選 挙 立 会 人 を 定 め る く
じ を 行 う 場 所 及 び 日 時

令 和 5 年 4 月 9 日 執 行 の 横 浜 市 議 会 議 員 一 般 選 挙 に お け る 選 挙 立
会 人 を 定 め る く じ を 行 う 場 所 及 び 日 時 を 、 次 の と お り 定 め る 。

令 和 5 年 3 月 31 日

横 浜 市 議 会 議 員 一 般 選 挙 青 葉 区 選 挙 区
選 挙 長 小 野 義 夫

1 場 所

横 浜 市 青 葉 区 役 所

2 日 時

令 和 5 年 4 月 6 日 午 後 5 時 30 分

市 議 都 筑 区 選 告 示 第 1 号

横 浜 市 議 会 議 員 一 般 選 挙 に お け る 選 挙 立 会 人 を 定 め る く
じ を 行 う 場 所 及 び 日 時

令 和 5 年 4 月 9 日 執 行 の 横 浜 市 議 会 議 員 一 般 選 挙 に お け る 選 挙 立
会 人 を 定 め る く じ を 行 う 場 所 及 び 日 時 を 、 次 の と お り 定 め る 。

令 和 5 年 3 月 31 日

横 浜 市 議 会 議 員 一 般 選 挙 都 筑 区 選 挙 区
選 挙 長 柴 野 勝

1 場 所

横 浜 市 都 筑 区 役 所

2 日 時

令 和 5 年 4 月 6 日 午 後 5 時 10 分

市 議 戸 塚 区 選 告 示 第 1 号

横 浜 市 議 会 議 員 一 般 選 挙 に お け る 選 挙 立 会 人 を 定 め る く
じ を 行 う 場 所 及 び 日 時

令 和 5 年 4 月 9 日 執 行 の 横 浜 市 議 会 議 員 一 般 選 挙 に お け る 選 挙 立
会 人 を 定 め る く じ を 行 う 場 所 及 び 日 時 を 、 次 の と お り 定 め る 。

令 和 5 年 3 月 31 日

横 浜 市 議 会 議 員 一 般 選 挙 戸 塚 区 選 挙 区
選 挙 長 大 山 勲 夫

1 場 所

横 浜 市 戸 塚 区 役 所

2 日 時

令 和 5 年 4 月 6 日 午 後 5 時 15 分

市 議 栄 区 選 告 示 第 1 号

横 浜 市 議 会 議 員 一 般 選 挙 に お け る 選 挙 立 会 人 を 定 め る く
じ を 行 う 場 所 及 び 日 時

令 和 5 年 4 月 9 日 執 行 の 横 浜 市 議 会 議 員 一 般 選 挙 に お け る 選 挙 立
会 人 を 定 め る く じ を 行 う 場 所 及 び 日 時 を 、 次 の と お り 定 め る 。

令 和 5 年 3 月 31 日

横 浜 市 議 会 議 員 一 般 選 挙 栄 区 選 挙 区
選 挙 長 小 石 榮 美

1 場 所

横 浜 市 栄 区 役 所

2 日 時

令 和 5 年 4 月 6 日 午 後 5 時 10 分

市 議 泉 区 選 告 示 第 1 号

横 浜 市 議 会 議 員 一 般 選 挙 に お け る 選 挙 立 会 人 を 定 め る く
じ を 行 う 場 所 及 び 日 時

令 和 5 年 4 月 9 日 執 行 の 横 浜 市 議 会 議 員 一 般 選 挙 に お け る 選 挙 立
会 人 を 定 め る く じ を 行 う 場 所 及 び 日 時 を 、 次 の と お り 定 め る 。

令 和 5 年 3 月 31 日

横 浜 市 議 会 議 員 一 般 選 挙 泉 区 選 挙 区
選 挙 長 石 塚 武 夫

1 場 所

横 浜 市 泉 区 役 所

2 日 時

令 和 5 年 4 月 6 日 午 後 5 時 15 分

市 議 瀨 谷 区 選 告 示 第 1 号

横 浜 市 議 会 議 員 一 般 選 挙 に お け る 選 挙 立 会 人 を 定 め る く
じ を 行 う 場 所 及 び 日 時

令 和 5 年 4 月 9 日 執 行 の 横 浜 市 議 会 議 員 一 般 選 挙 に お け る 選 挙 立
会 人 を 定 め る く じ を 行 う 場 所 及 び 日 時 を 、 次 の と お り 定 め る 。

令 和 5 年 3 月 31 日

横 浜 市 議 会 議 員 一 般 選 挙 瀨 谷 区 選 挙 区
選 挙 長 小 林 清 春

1 場 所

横 浜 市 瀨 谷 区 役 所

2 日 時

令 和 5 年 4 月 6 日 午 後 5 時 30 分

市 会

横 浜 市 会 規 程 第 2 号

横 浜 市 会 個 人 情 報 の 保 護 に 関 す る 条 例 施 行 規 程 を 次 の よ う に 定 め る。

令 和 5 年 3 月 31 日

横 浜 市 会 議 長 清 水 富 雄

横 浜 市 会 個 人 情 報 の 保 護 に 関 す る 条 例 施 行 規 程

(趣 旨)

第 1 条 この 規 程 は、 横 浜 市 会 個 人 情 報 の 保 護 に 関 す る 条 例 (令 和 5 年 2 月 横 浜 市 条 例 第 6 号。 以 下 「 条 例 」 と い う。) の 施 行 に 関 し 必 要 な 事 項 を 定 め る も の と す る。

(定 義)

第 2 条 この 規 程 に お け る 用 語 の 意 義 は、 条 例 の 例 に よ る。

(個 人 識 別 符 号)

第 3 条 条 例 第 2 条 第 2 項 の 議 長 が 定 め る 文 字、 番 号、 記 号 そ の 他 の 符 号 は、 次 に 掲 げ る も の と す る。

(1) 次 に 掲 げ る 身 体 の 特 徴 の い ず れ か を 特 定 の 個 人 を 識 別 す る こ と が で き る 水 準 が 確 保 さ れ る よ う、 適 切 な 範 囲 を 適 切 な 手 法 に よ り 電 子 計 算 機 の 用 に 供 す る た め に 変 換 し た 文 字、 番 号、 記 号 そ の 他 の 符 号

ア 細 胞 か ら 採 取 さ れ た デ オ キ シ リ ボ 核 酸 (別 名 D N A) を 構 成 す る 塩 基 の 配 列

イ 顔 の 骨 格 及 び 皮 膚 の 色 並 び に 目、 鼻、 口 そ の 他 の 顔 の 部 位 の 位 置 及 び 形 状 に よ っ て 定 ま る 容 貌

ウ 虹 彩 の 表 面 の 起 伏 に よ り 形 成 さ れ る 線 状 の 模 様

エ 発 声 の 際 の 声 帯 の 振 動、 声 門 の 開 閉 並 び に 声 道 の 形 状 及 び そ の 変 化

オ 歩 行 の 際 の 姿 勢 及 び 両 腕 の 動 作、 歩 幅 そ の 他 の 歩 行 の 態 様

カ 手 の ひ ら 又 は 手 の 甲 若 し く は 指 の 皮 下 の 静 脈 の 分 岐 及 び 端 点 に よ っ て 定 ま る そ の 静 脈 の 形 状

キ 指 紋 又 は 掌 紋

(2) 健 康 保 険 法 (大 正 11 年 法 律 第 70 号) 第 3 条 第 11 項 に 規 定 す る 保 険 者 番 号 及 び 同 条 第 12 項 に 規 定 す る 被 保 険 者 等 記 号 ・ 番 号

(3) 船 員 保 険 法 (昭 和 14 年 法 律 第 73 号) 第 2 条 第 10 項 に 規 定 す る 保 険 者 番 号 及 び 同 条 第 11 項 に 規 定 す る 被 保 険 者 等 記 号 ・ 番 号

(4) 旅 券 法 (昭 和 26 年 法 律 第 267 号) 第 6 条 第 1 項 第 1 号 の 旅 券 の 番 号

(5) 出 入 国 管 理 及 び 難 民 認 定 法 (昭 和 26 年 政 令 第 319 号) 第 2 条

- 第5号に規定する旅券（日本国政府の発行したものを除く。）の番号及び同法第19条の4第1項第5号の在留カードの番号
- (6) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）第45条第1項に規定する保険者番号及び加入者等記号・番号
- (7) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第112条の2第1項に規定する保険者番号及び組合員等記号・番号
- (8) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第111条の2第1項に規定する保険者番号及び被保険者記号・番号
- (9) 国民年金法（昭和34年法律第141号）第14条に規定する基礎年金番号
- (10) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第93条第1項第1号の免許証の番号
- (11) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第144条の24の2第1項に規定する保険者番号及び組合員等記号・番号
- (12) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第13号に規定する住民票コード
- (13) 雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第10条第1項の雇用保険被保険者証の被保険者番号
- (14) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第161条の2第1項に規定する保険者番号及び被保険者番号
- (15) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第8条第1項第3号の特別永住者証明書の番号
- (16) 介護保険法（平成9年法律第123号）第12条第3項の被保険者証の番号及び保険者番号
- (17) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号

（要配慮個人情報）

第4条 条例第2条第3項の議長が定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。

- (1) 次に掲げる身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害があること。
- ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）別表に掲げる身体上の障害
- イ 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害
- ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）にいう精神障害（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第1項に規定する発達障害を含み、イに

掲げるものを除く。)

エ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるもの

- (2) 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（以下「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（以下「健康診断等」という。）の結果
- (3) 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。
- (4) 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、捜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。
- (5) 本人を少年法（昭和23年法律第168号）第3条第1項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

（個人情報取扱事務に関する閲覧）

第5条 条例第4条第1項の議長が定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 国又は他の地方公共団体の職員の職務の遂行に関する個人情報のうち、当該国又は他の地方公共団体の職員の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係るものを取り扱う事務
 - (2) 次に掲げる者に係る個人情報であつて、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を取り扱う事務（議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルに係る事務を含む。）
- ア 横浜市会（以下「市会」という。）の議員又は議員であつた者

イ 議会局の職員又は職員であつた者

ウ ア又はイに掲げる者に準ずる者

2 条例第4条第1項第9号の議長が定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 当該個人情報を取り扱う事務を主管する課の名称
- (2) 当該個人情報を取り扱う事務の概要
- (3) 事務開始年月日
- (4) 実施機関以外のものへの事務の委託の有無
- (5) 関連する個人情報ファイル簿がある場合は、そのファイル番

号

第6条 条例第12条の個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして議長が定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 要配慮個人情報に含まれる保有個人情報（高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。以下この条において同じ。）の漏えい、滅失若しくは毀損（以下「漏えい等」という。）が発生し、又は発生したおそれがある事態
 - (2) 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
 - (3) 不正の目的をもって行われたおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
 - (4) 保有個人情報に係る本人の数が100人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- 2 議長は、条例第12条本文の規定による通知をする場合には、前項各号に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、次に定める事項を通知しなければならない。

- (1) 概要
- (2) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報の項目
- (3) 原因
- (4) 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容
- (5) その他参考となる事項
（電磁的方法）

第7条 条例第16条第4項に規定する電磁的方法は、次に掲げる方法とする。

- (1) 電話番号を送受信のために用いて電磁的記録を相手方の使用に係る携帯して使用する通信端末機器に送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）
- (2) 電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成14年法律第26号）第2条第1号に規定する電子メールをいう。）を送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）
- (3) 前号に定めるもののほか、その受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第1号に規定する電気通信をいう。）を送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）

(匿名加工情報の安全管理措置の基準)

第8条 条例第17条第2項の議長が定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 匿名加工情報を取り扱う者の権限及び責任を明確に定めること。
- (2) 匿名加工情報の取扱いに関する規程類を整備し、当該規程類に従って匿名加工情報を適切に取り扱うとともに、その取扱いの状況について評価を行い、その結果に基づき改善を図るために必要な措置を講ずること。
- (3) 匿名加工情報を取り扱う正当な権限を有しない者による匿名加工情報の取扱いを防止するために必要かつ適切な措置を講ずること。

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第9条 議長は、個人情報ファイル(条例第18条第2項各号に掲げるもの及び同条第3項の規定により個人情報ファイル簿に掲載しないものを除く。次項及び第4項において同じ。)を市会が保有するに至ったときは、直ちに、個人情報ファイル簿を作成しなければならない。

2 個人情報ファイル簿は、市会が保有している個人情報ファイルを通じて一の帳簿とする。

3 議長は、個人情報ファイル簿に記載すべき事項に変更があったときは、直ちに、当該個人情報ファイル簿を修正しなければならない。

4 議長は、個人情報ファイル簿に掲載した個人情報ファイルの保有を市会がやめたとき、又はその個人情報ファイルが条例第18条第2項第1号カに該当するに至ったときは、遅滞なく、当該個人情報ファイルについての記載を削除しなければならない。

5 議長は、個人情報ファイル簿を作成したときは、遅滞なく、これを事務所に備えて置き一般の閲覧に供するとともに、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公表しなければならない。

6 条例第18条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 条例第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル又は同項第2号に係る個人情報ファイルの別

(2) 条例第2条第5項第1号に係る個人情報ファイルについて、第9項に規定する個人情報ファイルがあるときは、その旨

7 条例第18条第2項第1号カの議長が定める数は、1,000人とする。

8 条例第18条第2項第1号キの議長が定める個人情報ファイルは

、次に掲げる個人情報ファイルとする。

- (1) 次に掲げる者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの（アに掲げる者の採用又は選定のための試験に関する個人情報ファイルを含む。）

ア 実施機関の職員又は職員であった者

イ 条例第18条第2項第1号アに規定する者又はアに掲げる者の被扶養者又は遺族

- (2) 条例第18条第2項第1号アに規定する者及び前号ア又はイに掲げる者を併せて記録する個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの

- 9 条例第18条第2項第3号の議長が定める個人情報ファイルは、条例第2条第5項第2号に係る個人情報ファイルで、その利用目的及び記録範囲が条例第18条第1項の規定による公表に係る条例第2条第5項第1号に係る個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるものとする。

（開示請求書に記載することができる事項）

第10条 開示請求書には、開示請求に係る保有個人情報の開示の実施の方法（文書又は図画に記録されている保有個人情報については閲覧又は写しの交付の方法として議長が定める方法をいい、電磁的記録に記録されている保有個人情報については第14条に規定する方法をいう。以下同じ。）について、次に掲げる事項を記載することができる。

- (1) 求める開示の実施の方法

- (2) 事務所における開示（保有個人情報が記録されている行政文書等の写しの送付の方法（以下単に「写しの送付の方法」という。）以外の方法による保有個人情報の開示をいう。以下同じ。）の実施を求める場合にあっては、事務所における開示の実施を希望する日

- (3) 写しの送付の方法による保有個人情報の開示の実施を求める場合にあっては、その旨

（開示請求等における本人確認手続等）

第11条 条例第20条第2項、第34条第2項又は第41条第2項の規定により提示し、又は提出しなければならない書類は、次の各号に掲げる書類のいずれかとする。

- (1) 開示請求書、訂正請求書又は利用停止請求書（以下「開示請求書等」という。）に記載されている開示請求をする者、訂正請求をする者又は利用停止請求をする者（以下「開示請求者等」という。）の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又

は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第7条第1項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であつて、当該開示請求者等が本人であることを確認するに足りるもの

(2) 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合にあっては、当該開示請求者等が本人であることを確認するため議長が適当と認める書類

2 開示請求書等を議長に送付して開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下「開示請求等」という。）をする場合には、開示請求者等は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる書類を議長に提出すれば足りる。

(1) 前項各号に掲げる書類のいずれかを複写機により複写したものの

(2) その者の住民票の写しその他その者が前号に掲げる書類に記載された本人であることを示すものとして議長が適当と認める書類であつて、開示請求等をする日前30日以内に作成されたもの

3 条例第19条第2項、第33条第2項又は第40条第2項の規定により代理人が開示請求等をする場合には、当該代理人は、戸籍謄本、委任状その他その資格を証明する書類（開示請求等をする日前30日以内に作成されたものに限る。）を議長に提示し、又は提出しなければならない。

4 開示請求をした代理人は、当該開示請求に係る保有個人情報の開示を受ける前にその資格を喪失したときは、直ちに、書面でその旨を議長に届け出なければならない。

5 前項の規定による届出があつたときは、当該開示請求は、取り下げられたものとみなす。

（開示決定の通知）

第12条 条例第25条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 開示決定に係る保有個人情報について求めることができる開示の実施の方法

(2) 事務所における開示を実施することができる日、時間及び場所並びに事務所における開示の実施を求める場合にあっては、条例第29条第3項の規定による申出をする際に事務所における

開示を実施することができるとの日の中から事務所における開示の実施を希望する日を選択すべき旨

- (3) 写しの送付の方法による保有個人情報の開示を実施する場合における準備に要する日数及び送付に要する費用
- 2 開示請求書に第10条各号に掲げる事項が記載されている場合における条例第25条第1項の議長が定める事項は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

- (1) 開示請求書に記載された開示の実施の方法による保有個人情報の開示を実施することができる場合（事務所における開示については、開示請求書に記載された事務所における開示の実施を希望する日に保有個人情報の開示を実施することができる場合に限る。）その旨及び前項各号に掲げる事項

- (2) 前号に掲げる場合以外の場合 その旨及び前項各号に掲げる事項

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

- 第13条 議長は、条例第28条第1項又は第2項の規定により、同条第1項に規定する第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容を通知するに当たっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の権利利益を不当に侵害しないように留意しなければならない。

- 2 条例第28条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 開示請求の年月日
- (2) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

- 3 条例第28条第2項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 前項各号に掲げる事項
- (2) 条例第28条第2項各号のいずれに該当するかの別及びその理由

（電磁的記録の開示方法）

- 第14条 条例第29条第1項の規定による電磁的記録の開示は、当該電磁的記録が原本である場合において、次の各号に掲げる電磁的記録の種類に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。

- (1) 録音テープ又は録音ディスク 次に掲げる方法であって、市会が現に使用している専用機器により行うことができるもの
ア 当該保有個人情報に係る部分を再生したものの聴取
イ 当該保有個人情報に係る部分を録音カセットテープ（日本産業規格C 5568に適合する記録時間120分のものに限る。）に複写したものの交付

(2) ビデオテープ又はビデオディスク 次に掲げる方法であって、市会が現に使用している専用機器により行うことができるもの

ア 当該保有個人情報に係る部分を再生したものの視聴
 イ 当該保有個人情報に係る部分をビデオカセットテープ（日本産業規格C 5581に適合する記録時間120分のものに限る。）に複写したものの交付

(3) 前2号に掲げるもの以外の電磁的記録 次に掲げる方法であって、市会がその保有するプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるよう組み合わされたものをいう。）により行うことができるもの

ア 当該保有個人情報に係る部分を用紙に出力したものの閲覧
 イ 当該保有個人情報に係る部分をディスプレイ（市会が現に使用している専用機器に限る。）に出力したものの視聴又は閲覧

ウ 当該保有個人情報に係る部分を用紙に出力したものの写しの交付

エ 当該保有個人情報に係る部分をフレキシブルディスクカートリッジ（日本産業規格X 6223に適合する幅90ミリメートルのものに限る。）に複写したものの交付

オ 当該保有個人情報に係る部分を光ディスク（横浜市個人情報保護に関する条例（令和4年12月横浜市条例第38号）別表の2の表に規定する光ディスクをいう。）に複写したものの交付

（開示の実施の方法等の申出）

第15条 条例第29条第3項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した書面により行わなければならない。

(1) 求める開示の実施の方法（開示決定に係る保有個人情報の部分ごとに異なる方法による開示の実施を求める場合にあっては、その旨及び当該部分ごとの開示の実施の方法）

(2) 開示決定に係る保有個人情報の一部について開示の実施を求める場合にあっては、その旨及び当該部分

(3) 事務所における開示の実施を求める場合にあっては、事務所における開示の実施を希望する日

(4) 写しの送付の方法による保有個人情報の開示の実施を求める場合にあっては、その旨

2 第12条第2項第1号に掲げる場合に該当する旨の条例第25条第1項の規定による通知があった場合において、第10条各号に掲げる事項を変更しないときは、条例第29条第3項の規定による申出は、することを要しない。

(視 聴 又 は 閲 覧 の 中 止)

第 16 条 議 長 は、 保 有 個 人 情 報 が 記 録 さ れ た 行 政 文 書 の 視 聴 又 は 閲 覧 を 受 け る 者 が 当 該 視 聴 又 は 閲 覧 に 係 る 保 有 個 人 情 報 が 記 録 さ れ た 行 政 文 書 を 汚 損 し、 若 し く は 破 損 し、 又 は そ の 内 容 を 損 傷 す る お そ れ が あ る と 認 め る と き は、 当 該 保 有 個 人 情 報 が 記 録 さ れ た 行 政 文 書 の 視 聴 又 は 閲 覧 を 中 止 さ せ る こ と が で き る。

(写 し の 交 付 部 数)

第 17 条 保 有 個 人 情 報 の 開 示 を 行 う 場 合 に お い て、 当 該 保 有 個 人 情 報 が 記 録 さ れ た 行 政 文 書 の 写 し を 交 付 す る と き の 交 付 部 数 は、 当 該 開 示 請 求 に 係 る 保 有 個 人 情 報 が 記 録 さ れ た 行 政 文 書 1 件 に つ き 1 部 と す る。

(提 出 書 類 等 の 閲 覧 等 の 請 求)

第 18 条 前 2 条 の 規 定 は、 行 政 不 服 審 査 法 (平 成 26 年 法 律 第 68 号) 第 9 条 第 3 項 の 規 定 に よ り 読 み 替 え て 適 用 す る 同 法 第 38 条 第 1 項 の 規 定 に よ る 閲 覧 又 は 交 付 に つ い て 準 用 す る。 こ の 場 合 に お い て、 第 16 条 中 「 議 長 は、 保 有 個 人 情 報 が 記 録 さ れ た 行 政 文 書 」 と あ る の は 「 審 査 庁 は、 提 出 書 類 等 (行 政 不 服 審 査 法 (平 成 26 年 法 律 第 68 号) 第 9 条 第 3 項 の 規 定 に よ り 読 み 替 え て 適 用 す る 同 法 第 38 条 第 1 項 に 規 定 す る 提 出 書 類 等 を い う。 以 下 同 じ。) 」 と、「 視 聴 又 は 閲 覧 」 と あ る の は 「 閲 覧 」 と、「 保 有 個 人 情 報 が 記 録 さ れ た 行 政 文 書 を 」 と あ る の は 「 提 出 書 類 等 を 」 と、「 当 該 保 有 個 人 情 報 が 記 録 さ れ た 行 政 文 書 」 と あ る の は 「 当 該 提 出 書 類 等 」 と、 前 条 中 「 保 有 個 人 情 報 の 開 示 」 と あ る の は 「 行 政 不 服 審 査 法 第 9 条 第 3 項 の 規 定 に よ り 読 み 替 え て 適 用 す る 同 法 第 38 条 第 1 項 の 規 定 に よ る 交 付 」 と、「 当 該 保 有 個 人 情 報 が 記 録 さ れ た 行 政 文 書 」 と あ る の は 「 当 該 交 付 の 請 求 に 係 る 書 類 等 」 と、「 写 し を 交 付 す る と き 」 と あ る の は 「 写 し 等 」 と、「 開 示 請 求 に 係 る 保 有 個 人 情 報 が 記 録 さ れ た 行 政 文 書 」 と あ る の は 「 交 付 の 請 求 に 係 る 書 類 等 」 と 読 み 替 え る も の と す る。

(写 し の 交 付 時 期)

第 19 条 議 長 は、 横 浜 市 予 算、 決 算 及 び 金 銭 会 計 規 則 (昭 和 39 年 3 月 横 浜 市 規 則 第 57 号) 第 90 条 第 3 項 の 納 付 書 に よ る 手 数 料 の 納 付 を 確 認 し た 後 に、 写 し を 交 付 す る も の と す る。

(簡 易 な 手 続 に よ り 提 供 で き る 保 有 個 人 情 報)

第 20 条 議 長 は、 条 例 第 30 条 の 規 定 に よ り 提 供 す る こ と が で き る 保 有 個 人 情 報 の 範 囲、 手 続 を 行 う 期 間 及 び 場 所 並 び に 提 供 の 方 法 を あ ら か じ め 公 表 す る も の と す る。

(審 議 会 へ の 報 告)

第 21 条 条 例 第 52 条 第 2 項 の 規 定 に よ る 報 告 は、 議 長 が 個 人 情 報 の 適 正 な 取 扱 い を 確 保 す る た め 特 に 必 要 が あ る と 認 め る 場 合 に あ っ

ては事前に、それ以外の場合にあっては事後に行うものとする。

2 条例第52条第2項第6号の議長が定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同号の議長が定める事項は、それぞれ当該各号に定める事項とする。

(1) 第9条第3項の規定による個人情報ファイル簿の変更 当該変更の内容

(2) 第9条第4項の規定による個人情報ファイルについての記載の消除 当該消除の事実

(補則)

第22条 この規程の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際現に市会が保有している個人情報ファイルについての第9条第1項の規定の適用については、同項中「直ちに」とあるのは、「横浜市会個人情報の保護に関する条例施行規程（令和5年3月横浜市会規程第2号）の施行後遅滞なく」とする。

その他

会会第 1516 号
令和5年3月31日

区局長各位

副市長

横浜市予算、決算及び金銭会計規則の解釈と運用について
の一部改正について（依命通達）

横浜市予算、決算及び金銭会計規則の解釈と運用について（昭和
39年7月25日総総第213号助役依命通達）の一部を次のように改正
し、令和5年4月1日から施行する。

第3の2(1)中「同条第4号」の次に「及び第5号」を加える。

第3の2(2)中「会計管理者が特に認めるものは」を「繰替払をす
るものは」に改める。

第3の6(2)イ中「行政イノベーション推進部」を削り、同シ中「
事業系対策部一般廃棄物対策課」を「事業系廃棄物対策部事業系廃
棄物対策課」に改め、同セ中「管財部管財課」を「ファシリティマ
ネジメント推進室ファシリティマネジメント推進部ファシリティマ
ネジメント推進課」に改め、同ヘ中「公共施設・事業調整課」を「
ファシリティマネジメント推進室ファシリティマネジメント推進部
公共事業調整課」に改め、メの次に次のように加える。

モ 弁護士による電話催告事業に要する経費

第4の3中「令和4年3月横浜市告示第170号」を「令和5年3
月横浜市告示第145号」に改める。

第7の4中(10)中「押印を省略した請求書に限り」の次に「、電子
申請書類等（電子申請・届出システムで送受信される電磁的記録を
いう。）又は」を加える。

第7の12(8)イ中「区分」を「種類」に、(ア)から(ウ)までを次のよう
に改め、(エ)を削る。

(ア) 指定者口座振替払

(イ) 振込先口座登録を利用した口座振替払

(ウ) その他の口座振替払

第7の12(8)ウを次のように改める。

ウ イの(ア)及び(イ)の方法による口座振替払は、債権者の申出
によってあらかじめ登録された口座に支払を行うものである
。この方法は、口座入金が確実であり、かつ、事務処理
も能率化されるので、積極的に活用を図るべきものである
こと。

なお、第142条中の「その他会計管理者が認めた媒体等

」には支払情報の伝送を含むものであること。

第7の12(8)エ中「ウ以外の口座振替の手続」を「イの(ウ)の方法による口座振替払」に改める。

第9の2中「管財部管財課」を「ファシリティマネジメント推進室ファシリティマネジメント推進部ファシリティマネジメント推進課」に改める。